

○議事日程 (平成二十六年九月十八日第二日)

日程第一

日程第二

日程第三

会議録署名議員の指名

諸般の報告

町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 松永民夫

一 番 岩永義仁

二 番 長澤龍夫

三 番 大橋三男

四 番 三田正敏

五 番 吉田太郎

六 番 早崎百合子

七 番 野村永一

八 番 田中敏弘

九 番 松永民夫

十 番 皆川雅子

十一 番 中村辰夫

十二 番 水谷久美子

十三 番 岩瀬進

○欠席議員

十二番 岩瀬進

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋孝  
副町長 西脇正博

教育委員会事務局長 並河清次	教育委員会事務局長 問山孝通	総務部総務課長 田中信行	総務部 田中隆	企画政策課長 渡邊章博	総務部 日比重喜	住民福祉課長 佐藤嘉但	住民福祉課長 野村博治	健康福祉課長 野村博治	住民福祉課長 佐藤昌子	生活環境課長 柏渕裕昭	産業建設部長 川地豊己	農林振興課長 川地豊己	産業建設部長 山中秀樹	産業建設部長 伊藤博文	産業建設部長 高木久之	水道建設部長 高木久之	会計管理者兼 加藤敏博	教育委員会 松岡弘泰	教育総務課長 久保寺利明	生涯学習課長 久保寺利明
-------------------	-------------------	-----------------	------------	----------------	-------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	-----------------	-----------------

教育委員会 伊藤 公一  
スポーツ振興課長  
消防 長 堀田 明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局 局長 西脇 和信  
議会事務局書記 稲川 諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十六年第三回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒にお願いをいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告いたします。

十二番 岩瀬進君より、病气療養中のため欠席の通告がありました。

また、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放送のため、CCネット係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。また、議会改革特別委員会による試験的に議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから平成二十六年第三回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定により、十三番 水谷久美子君、一番 岩永義仁君を指名いたします。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可します。最初に、一番 岩永義仁君。

○一番(岩永義仁君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、三点について質問をさせていただきます。

まず最初の質問ですが、この夏、議員インターンシップということで、岐阜経済大学と南山大学から児玉さん、岩田さんの二名が私のもとで研修を行っています。この一問目の質問は、この二人の協力により作成しておりますので、よろしくお願いします。一三〇〇年事業と養老のまちづくりの現状についてを質問します。

現在、養老町の一大プロジェクトとして、養老改元一三〇〇年事業と称したまちづくり構想を打ち出していることは、皆様御存

じのとおりです。現在、町においては、三年後に迫った二〇一七  
年の養老改元一三〇〇年に向けて、大々的に新生養老まちづくり  
構想を推し進めています。養老町には、養老の滝以外にも象鼻山  
古墳群を初めとして、さまざまな名所があります。そのような名  
所を全国の多くの人たちに知っていただきたいと思っております。

以下、養老町のまちづくりについて三点御質問いたします。

まず一つ目に、本年三月議会において町長による再議にまで及  
び、議会の三分の二以上が町の出資に反対した、三セク会社であ  
る「養老の郷づくり会社（仮）」ですが、まちづくりの構想自体  
が進められるよう、コンサルティングの予算は通しています。現  
在、半年が経過しました。当初提示されていたスケジュールでは、  
設立準備会を終え、本格始動をすべしと認識していますが、現  
時点における詳細な進捗状況と今後の予定を教えてください。

二点目の質問に行きます。

平成二十四年六月議会の私の一般質問において、元正天皇がこ  
の地に訪れた滝伝説の故事にちなんで、天皇陛下や皇室の方の行  
幸をお願いしてはどうかと提案いたしました。そのときの回答は、  
関係機関と連携し、検討する旨の内容だったと記憶しています。

別件ですが、全国愛瓢会というヒョウタンを愛する人で構成さ  
れる会があります。私もこの愛瓢会の会員となっておりますが、現  
在この会の総裁を秋篠宮様がされております。そして、この会の  
総会が、ちょうど当町において改元一三〇〇年祭を予定している  
二〇一七年に、この養老町で開催されることが決定しております。  
この総会には、これまで総裁である秋篠宮様が御出席されている  
ので、二〇一七年には、この養老の地にもお越しいただけるもの  
と思われまふ。

実はこの件に関しては、養老町のNPO法人の方々による大変

な尽力により実現したものだと思っております。凶らずも、ヒ  
ョウタンという養老の名産を通して、養老町を外にアピールする  
またとない機会であると考えますが、町として今後何らかの対応  
を予定しているのでしょうか。

最後三点目の質問です。

今度は平成二十四年三月議会の一般質問において、養老鉄道美  
濃高田駅の駅前開発について質問をしております。そのときの回  
答では、整理計画の策定を検討し、事業を進めていくとのことだ  
りましたが、高田駅東口に駐車場、駐輪場が完成し、現在は養老町福  
祉作業所横にケアホーム建設に向けて進んでいると聞いておりま  
す。前回の私の一般質問より二年以上が経過しましたが、その後  
の駅前開発の進捗状況について、どのように進んだかお答えくだ  
さい。

また、養老改元一三〇〇年祭のときには中心となるであろう養  
老駅周辺の整備について、何か計画があればお教えください。

以上についてお答えください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の第一点目の御質問についてお答

えをさせていただきます。

まず、第一の三セクの現在の進捗状況についてでございます。  
二〇一七年を目標年次とする養老町の新しいまちづくりビジョ  
ン、新生養老まちづくり構想に掲げる養老の郷づくり会社の実現  
に向け、郷づくりの各種事業を実施する養老の郷づくり会社設立  
の意義や目的につきましては、これまでも町議会定例会や議会  
全員協議会等において御説明を申し上げてきたところでございま  
す。

そして、同会社の設立に向け、公募プロポーザルにより選定さ

れ、参加に合意された町外の民間企業三社と町とで設立準備会を立ち上げ、四月二十八日に第一回の準備会を開催いたしました。その後、設立準備会としては五月以降に三回、担当者レベルでの会議等を六回程度開催し、新会社での事業内容や収支予測などを協議してまいりました。

町としては、新生養老まちづくり構想に掲げる施策の早期実現に向け、当初の予定では六月ないし九月ごろの新会社設立を目指しておりましたが、現在は、各企業から提案された事業実現の可能性や採算性等を慎重に検討し、各企業の特徴を十分に発揮できるような事業計画として取りまとめているところでございます。

今後も、引き続き参加企業との協議を進め、国や県の補助金の活用等も検討しながら、少しでも早い新会社の設立を目指し、事業計画を策定してまいりたいと考えております。また、町としての責任についてを明確にした定款または協定書等を作成をしているところであり、事業計画とあわせ、町民の皆さんや議員各位に御理解をいただける内容として調った段階で、改めて御説明をさせていただきます。

それから、二点目の愛瓢会の二〇一七年の実現ということでございますけれども、NPO法人全日本愛瓢会は一般市民に対してヒョウタンの愛好、普及指導に当たり、ヒョウタン文化芸術の向上に関する事業を行い、一般市民の充実した余暇活動、まちづくりの推進及び国際交流に寄与することを目的に、昭和五十一年に発足した全国での会員数約九百名の大きな団体でございます。

この全日本愛瓢会では、毎年、同会の総裁である秋篠宮殿下の御臨席を賜り、全国大会を開催しておりますが、先般、その全国大会が二〇一七年、平成二十九年六月五日、六日に本町において

開催されることが正式に決定いたしました。

この大会の運営について、基本的には全日本愛瓢会岐阜県支部が主体的に行うこととなりますが、町としても今年度から全国大会開催地の視察を行い、関係団体との連携を深めているところであり、来る二〇一七年の本町での全国大会開催の際には、総会や展示会会場の提供を初め、円滑な大会運営のため、支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、本町での全国大会の成功に向け、ヒョウタンを活用した地域活性化計画を策定し、まずはヒョウタンを町内に広めていきたいと考えております。そして、町民や各種団体、企業、学校等と連携し、緑のカーテンづくりやヒョウタンロードの整備などができるような体制をつくっていきたいと考えております。

さらに、秋篠宮殿下や、全国から来町される愛瓢会の会員の皆様を本町にお招きするに当たり、養老公園を初め町内の観光スポットを整備するとともに、町民による養老らしいおもてなしができるような体制をつくってまいりたいと考えております。

三番目の駅前開発についての進捗状況でございます。

高田駅前の開発につきましては、平成十八年度に地元要望も考慮し、あくまで試案として美濃高田駅東整備構想が検討されてきましたが、この試案は現在では町の整備方針ではございません。しかし、養老鉄道の活性化事業としての美濃高田駅東口周辺整備工事を平成二十二年、二十三年に行いました。引き続き、アクセス道路の整備として町道、直江高田二号線（広域農道）までの整備工事を平成二十三年、二十四年度に行い、現在一部の歩道整備を残し供用をしているところでございます。

また美濃高田駅の東側には、心身障害者福祉センターや、今年度養老町社会福祉協議会によるれんげの家共同生活援助施設の建

設が発注され、福祉施設の整備が進んでおります。民間アパートの建設などもあり、少しずつではあります。民間開発も進んでいると考えております。今後につきましては、民間の活力を生かした開発計画を強く望んでおります。町民の皆様の御意見を伺いながら将来計画については考えてまいりたいと思っております。

また、養老駅前整備につきましては、新生養老のまちづくり構想の中で、観光施設の再整備計画や養老鉄道の活性化事業の中で、この件につきましても町民の皆様の御意見を伺いながら検討をしてまいりたいと考えております。以上三点での回答とさせていただきます。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 再質問を行います。

一点目について、三月議会までに提示されていたタイムスケジュールですと、養老の郷づくり会社は三月下旬に設立準備会ができ、五月には二次募集と経営方針の決定、六月に会社設立という流れでした。三月議会において、町の出資は認めないこととなりましたが、経営に参画するのが民間出資者だけであつても会社設立を進め、これを支援するためのコンサルティング費用は計上してあります。ですので、現時点においてほとんど進捗していないという状況は本来あり得ない話のほうです。

にもかかわらず、このように経営方針の策定すら進んでいない状況はいかなるものなのでしょうか。なぜこのような状況になっているのか、お答えください。また、我々には全くと言ってよいほど関係する情報もたらされてこないのですが、これはなぜでしょうか。何か我々に伝えるににくい事情があるのでしょうか、お答えください。

次に二点目です。

前回の質問時とは違い、二〇一七年に皇室の方が養老町にお越しく下さるといふ貴重な機会となる可能性が高くなっています。改元一三〇〇年祭というのは、養老町にとって非常に大きな可能性を秘めた機会となります。私個人としても、一三〇〇年祭にはぜひ皇室の方に御参加いただければ幸いという思いがありましたので、以前一般質問を行ったわけですが、今回せっかく民間の張りで実現し、養老町に舞い込んだ大チャンスですので、民間の方の頑張りに応えるためにも、ぜひともこれを生かす事業を計画し、実現に向けて進めていくようお願いしておきます。

質問の三つ目に行きます。

事業を進めると言つて、進んでいないのはどういうことでしょうか。また、このときには四月に東口が開設し次第、引き続き美濃高田に至るアクセス道路などを整備し、パーク・アンド・ライド環境の整備に努めたいと考えておりますと、そのように回答をいただきました。

しかし、現実には東口にごく小規模な一時駐車場と駐輪場ができたのみで、パーク・アンド・ライドと言うにはお粗末過ぎます。アクセス道路の整備も見られませんし、現場の様子もここ数年変わっておりません。養老町のマスタープランでは、駅前の整備について駅周辺の駐車場確保やバス運行との接続により円滑なパーク・アンド・ライド環境について進めていくとあります。具体的にどのように進めていくのか、もう少し町長の考えを再度お聞きしたいと思います。以上二つについて再質問を行います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず第一点目の養老の郷づくり会社の進捗のおくれという部分でございます。

まず進んでいないというふうにおっしゃいますけれども、進んでいないわけではなくて、十分なる検討を要しているというふうに解釈をいただきたいというふうに思っております。五月に開催した設立準備会においては、改めて参加企業の事業提案を募ったところ、中・長期的展望に立った事業の提出が数多く出されました。中には、国や県の補助金を見込んだものであったり、多大な設備投資が必要と考えられるものなど、また大学との連携を見据えたものなど、会社の収益に結びつけるには、膨大な初期投資と時間がかかるような事業提案もございました。

しかし、これらの提案は、将来的には本町の活性化には不可欠な事業であると考えてはおりますけれども、会社設立当初におきましては、事業の実現のためにクリアすべきさまざまな課題もあり、事業実現の可能性や採算性等をより慎重に検討するため、多くの時間を費やしているということで、今スケジュールにおくれているというところでございます。

設立準備会では、現在も町や参加企業と短・中・長期に分けた事業計画案策定についての協議を進め、一刻も早い新会社の設立を目指しておりますので、御理解、御協力をいただきたいというふうに思います。

それから二点目の高田駅東口の問題でございます。このマスタープランというものの中にはございますけれども、総合計画との整合性がとれていないというプランでございます。私のほうとしては交通結節点の整備というように捉えているところでございます。しかしそういった意味でも、広域農道までの道路等の整備は進めさせていただきまし、少しではありますけれども駅東の駐車場をつくらせていただきました。パーク・アンド・ライドという構想でもございますが、需要を推測したところ、規模に基

づく需要が見込めないというようなこともございまして、現在のところそこまでのことは考えていない、先ほど申しました交通結東点といえますか、養老鉄道の利便性を高めるというような方向で進んでおります。

また開発につきましては、ぜひとも民間活力を期待するところでございます。町の公営住宅等の建設というような考え方もあるうかと思いますが、できれば民間の方々にごういった整備計画に参加をいただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 三回目の質疑を行います。

ここまでの答弁を聞いていますと、この三セク会社である養老の郷づくり会社の話が、いかに見切り発車であったかがよくわかります。先日開催された決算特別委員会の審査で発覚したことです。先日まで町は、三セク会社による温泉経営の可能性等について言及してきましたが、平成二十四年三月と今年三月の二回にわたるコンサル会社の評価で、三セク方式による温泉経営はだめだと結論づけられていたことが判明しました。このような事実があったにもかかわらず、三月議会の再議騒動の際には、我々議会には何ら情報与えられないことはありませんでした。

何かを実現するために第三セクター方式の会社が必要であったのではなく、まず何よりも第三セクターが必要だったわけです。最初に三セクありきだったわけです。議会の反対に対し、町長が再議にかけるという事態に発展した三月議会において、町による三セク会社への出資を食いとめたのは本当に正解であったのだと、あれから半年が経過して確信するに至りました。全くひどい話で

す。

最後に駅前開発についてですが、一三〇〇年祭は一過性のイベントではなく、町の活性化、町の発展のための契機となるようなものになくはないけません。その観点からも、イベントだけではなく必要なインフラ整備も進めていただきたいのです。どうもここ数年、目立つイベントの計画ばかりを計画、立案することが多いような気がしてなりません。このあたりで一度原点に立ち返り、この一三〇〇年事業を養老町にとってどのようなものにしていくのか、考え直していただきたいと思えます。このことを申し添え、この質問を終わります。

次の質問に行きます。

町長交際費の支出についてであります。先ごろ調査を行った結果、町長が使用した交際費は、平成二十五年で八十五万九千七百八十円。今年度、二十六年は八月までで、三十六万八千五百七十二円です。このうち、飲食を伴う交際費の支出額は二十五年が六十六万二千八百円で、今年度八月までで二十八万六千二百十円となっております。町長の交際費の支出に関しては、養老町長交際費の支出基準及び公開に関する要綱により定められており、その支出区分は会費、祝い金、弔意、見舞い、激励となっております。

調査からは、支出に関しては、要綱に定められたとおり支出されていることが確認されました。しかしながら、現在養老町では昨年度実施した補助金の大幅な見直しにより、皆様御存じのように、補助金からは一律で飲食に関する一切の使用が禁止となりました。私個人としては、地域で集まり町内清掃をするような場面での飲食代への支出を禁ずるような見直しは、改悪だと思っております。ではありますが、町財政の厳しい中、行財政改革の必要性

を説かれていましたので、いたし方ないのかなという気持ちでございました。

しかしです。その一方で、町長交際費では昨年度だけで、六十六万二千八百円というお金が飲食を伴う会合や懇親会、果ては忘年会、新年会等の出席時に使用されているのです。このことに関して、どうお考えかをお答えください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） この交際費の質問についてお答えしますが、その前に今回の補助金の見直しについてのQアンドAの中にも、一律の飲食費の禁止ということにはなっておりませんので、申し添えにしたいというふうに思っております。この見直しは補助金カットすることが目的ではないことを、毎回町民の皆様方にも御説明をさせていただいているところでございます。改めて、この場でもお伝えしたいと思いますが、公益上必要であると考えられ、町も賛同できる事業にはこれまで以上に御支援をさせていただきたいと考えているところですので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

それでは、私の交際費ということについてでございますけれども、公金の食料費への支出については、今から二十年ほど前に、ある市民オンブズマンが、全国の都道府県と政令指定都市を対象とする、いわゆる官官接待のために使っている食料費について、情報公開請求を行ったことから、公金の使われ方に大きな議論を呼ぶことになったというふうに記憶をしております。

そのことを受けて、今日では飲食にかかわる経費は国・県の補助金等においても対象外とされ、基本的に自己負担を定めることになっていてと考えております。こうしたことから本町においても補助金の見直しを行いました。が、本来的な食料費とは違う、慰

労的な意味合いの弁当や会食に係る費用は、補助対象経費と認めないことといたしております。

さて、食料費は一般的に交際費と混同をしがちではございますが、行政事務、事業の執行上、内部的、直接的に費消される経費として、外部折衝経費の交際費とは別のものであると考えます。交際費とは、行政実例や判例等から、一般的に地方公共団体の長、または執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために当該団体を代表して、外部との折衝等をするための経費であると解されています。

さて、私が町長に就任後は経費の適正と明確を期すため、また、透明性の高い行政経営の一環として、平成二十三年九月に、先ほど議員がおっしゃられました養老町長交際費の支出基準及び公開に関する要綱を制定し、平成二十四年度分から町のホームページにおいても、毎月支出状況及び明細を、どなたでも、いつでも見ただけできるよう公表しているところでございます。ちなみに、予算ベースといたしまして平成二十四年度は百三十万円、二十五年度は百万円、二十六年度は八十万円というふうに縮小しているところでございます。

なお、この要綱において、各種団体等が行う懇親会に参加する際の交際費の支出区分については、会費としております。そして、懇親会等、案内に会費として明記されている場合はその額を、また、案内に会費の記載がない場合はその団体等に問い合わせ、会費に相当する額を交際費として支出しております。

もちろん、交際費とはいえその裁量権は無制限のものではなく、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した場合は、それに要した費用を公金により支出することは許されないとする最高裁判断が示されているこ

とは、十分に承知をしているところでございます。こうしたことから、職務との関係性の有無や支出先の団体等々の性格、支出対象となる行事等の性格などを総合判断し、来年度予算においてはもう一步縮減できないか検討をしているところでございます。

そこで、これまでもさまざまな団体から懇親会等の案内をいただいておりますが、出席するのは、できる限り一団体につき一年度一回を目安とさせていただいているところでございます。交際費は、その使途が特に町民の疑惑を受けやすい経費だと私も認識しておりますので、今後必要最低限にとめるなど、適正な支出に努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 再質問を行います。

町民の皆様に関しては、たとえそれが地域のための公共性の高い活動であっても、そしてそれが一日かかるようなものであっても、飲食代は自腹で支払いなさいと言っておきながら、自分是要綱で決まっていることだから交際費という皆様からの税金の中から支出するというのは、どう考えてもおかしいですよ。こういうのが明らかなダブルスタンダードというやつです。

支出の中身を詳しく見ていくと、地域のお祭り事への支出など、公職選挙法的にも怪しいものもあります。まさに、開いた口が塞がらないです。閉口ですので、この質問はこのことを指摘して終わらせていただきます。

次に、最後の質問に入ります。

町職員の労務管理についてです。ちょうど一年ほど前に発覚した、町による職員への賃金未払い問題について、お聞きします。この問題は、職員に対し労働時間を過少申告させるといふもので、



条例違反や労働基準法に抵触するようなものでした。この問題により、本来支払う必要のなかった遅延損害金が発生しております。町による違法行為だったわけですが、この問題は完全に解決しましたか。したのであれば、イエスとだけ。してなければ何が解決していないのか、詳しくお教えください。

次に、つい最近、町職場内各課に「ハラスメントの防止に向けて」、こういった冊子ですけれども、このハラスメントの防止に向けてという要綱が配付されました。このタイミングで、この要綱がつくられた背景と、町職場内において要綱に該当する事案が発生したことはありますか。なければないとだけ、あるのであれば、年度、件数、具体的内容についてお教えください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 町職員の時間外手当の未払い問題についての件でございますけれども、昨年の九月分時間外勤務手当から、条例に基づく支給率で支給をしており、過去の未払い分については時間外勤務命令簿及びタイムカードの照合、勤務の実態等に関する当該者への確認作業を行い、平成二十六年一月に遅延損害を含めて差額を支給いたしました。

また平成二十五年十月に、職員の時間外勤務及び休日勤務が適正に行われるよう、養老町職員の時間外勤務等取扱規程を定め、部長会議等を通じて、適切な運用を周知しているところでございます。

時間外勤務等取扱規程では、職員は職務遂行に当たっては、勤務時間中に事務処理をするよう職務専念することは基本でありませんが、急を要する業務処理等、真にやむを得ない場合に、時間外勤務を命ずることとし、従前は事後承認であったものを、原則として事前に所属長に時間外勤務等の申請を行い、所属長の命令に

より時間外勤務等を行い、翌日実績を報告するよう定めております。

各部署において、時期的なものや外部的な要因などにより業務の繁閑がございますが、職員によって時間外勤務の時間数に偏りが出ないよう、管理職に対し所属職務の事務量の確な把握と事務の配分の適正化をし、事務処理の合理化、能率化を図り、勤務時間内に事務を処理することを指導しております。また、週休日や休日に時間外勤務を命じる場合は、職員の健康管理の面から、休日日の振りかえや、代休を指定することにより、休日を確保するよう指導しております。

また、本年一月からは一週間当たりの勤務時間を週四十時間から三十八時間四十五分に短縮するとともに、毎週水曜日をノー残業デーと設定し、緊急の用がある場合を除き、定時に退庁をするようにしております。さらには、本年四月には養老町職員の時差勤務に関する規程を制定し、あらかじめ夜の会議が設定されている場合などには、出勤時間をおくらせることができる制度を設けるなど、職員の健康保持、増進、日常業務における公務能率の向上さらには、時間外勤務の縮減に努めているところでございます。二番目の、ハラスメントの件につきましてですけれども、平成二十六年七月に、職員のハラスメントの防止に関する要綱を定めましたが、これは全ての職員相互のさまざまなハラスメント、嫌がらせやいじめの防止を図ることにより、職員の利益の保護及び職務の能率の向上を図り、お互いの人格を尊重し、相互に信頼し合うことで、能率的な職務環境を保全することを目的として、明文化をしたものでございます。

近年の職務増加や長時間勤務、心身の健康管理の不調により過重なストレスを少しでも軽減し、各職場での円滑な協力体制を推

進していくためには、各職員の心の健康の保持増進が必要不可欠でございます。

要綱においては、所属長のハラスメント防止及び排除への必要な措置に関する責務等や職員の人権尊重、対等のパートナーとしての意識に関する責務を定め、職場におけるハラスメントに起因する問題に関する苦情相談を受ける相談員の設置、苦情相談への対応等を定めております。また、ハラスメントの苦情相談の対応に当たっては、申出人及び関係者のプライバシー保護及び秘密の保持を徹底し、申出人が不利益を受けることがないように留意しなければならぬことは当然でございます。

現在、二名の苦情相談を受けております。詳細については調査中でございますし、申出人及び関係者のプライバシーの保護、秘密の保持といった観点から、具体的内容に関する事項については公表を控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 再質問を行います。

賃金の未払い問題は解決したとのことですが、このときの議会の質疑で、町長は、違法行為並びに遅延損害金が発生したことについて、町民に謝罪し、責任については精査し報告すると答えています。いまだ何の報告もございませんが、どのように責任をとったのかお教えください。

また、先日こういった調査を行いました。各部局から一課ずつ選び、職員が申告している労働時間とタイムカードによる労働時間に二時間以上の差があるケースがどのくらいあるかというものです。調査対象となった職員は二十一名で、期間は未払い問題が発覚した翌月の平成二十五年十月から、二十六年三月までの半年

間です。結果は七ケースありました。そもそもタイムカードで労務管理ができていないということ自体がおかしいのですが、私はこれはサービスマン残業ではないかと考えます。見解をお伺いしたいと思えます。

ハラスメントですが、まさかと思つて質問させてもらったわけですが、相談あり二件ということで、調査中とはいえ職場内においてそのような問題が発生していることは、驚きと同時に戸惑いを感じます。こういう事象は、被害者の側が立場的に弱いことが圧倒的に多いものです。しっかりと対応をしていただきたいものですが、もしこのハラスメントの相談内容が事実とすれば、関係職員の処分、処遇はどのようなになるのかお教えください。以上についてお答えください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 時間外勤務についてでございます。この調査内容につきまして、議員御指摘のとおり、勤務時間とタイムカードとの時間差が二時間以上あるものについて七件ということは事実でございますし、その内容についてはさまざまあるかというふうに考えるところでございますけれども、サービスマン残業ではないかというような御質問にあらうかというふうに思いますけれども、時間外賃金も先ほど申しましたように、養老町職員の時間外勤務等取扱規程に基づいて、緊急をやむを得ない場合を除き、原則として事前に所属長に時間外勤務等の申請を行い、所属長の命令によって時間外勤務を行う、翌日実績を報告するように定め

ているところでございます。

時間外勤務命令時間とタイムカードとの時間について隔たりがあった職員があるというのは、先ほどのように七件ございました。いずれにしても、タイムカードと時間外勤務命令簿との時間

差は好ましいものではございません。規定があるわけでございますので、それに基づいた運用を行うよう、決定をしていきたいというふうに考えます。

それからハラスメントについて、どのように処理、処置するかということでございますけれども、ハラスメントについては、防止に関する要綱に基づいて対応をしていくことになるかと思えます。したがって、公正な事実関係の調査の結果、職員へのハラスメントの対応が信用失墜行為、全体の奉仕者としてふさわしくない非行などに該当すると認めるときは、その規定に依りて、懲戒処分等必要な措置をとることになると思えます。以上でございます。

この超過勤務問題でございますが、長い町内の歴史の中で、ずっと行われてきたという経緯もございます。その事実としては、承知をしてきたことで、私にもその責任の一端があるというふうにお答えを申し上げました。今後このような事案が行われないようにしていくこと、管理者として適正な管理をしていくということが私のけじめのつけ方ではないかというふうに考えております。以上です。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 最後です。いつもそうなんです、議会や委員会です。「やる」や「検討をする」と言うには言うんです。が、その後そのまま放ったらかしというケースが本場に多いんです。その場のぎだぎだの答弁ならば、何のために、議会で質疑をしているのかわかりません。賃金未払い問題は、町ぐるみで違法行為が行われていたんです。誰も何の責任も取らないなんておかしいんです。町長、トップとして御自分の発言には責任を持って、事

に当たっていただきたいです。

また、タイムカードと申告した労働時間の差については、全庁を調べればもっと多くなるはずだとはいえ、膨大な手間と時間がかかることですので、全庁調査しろとは言いませんが、サービス残業が存在する可能性が極めて高いと判断いたしません。管理職においては、交代で全職員が帰るのを見届けてから帰る等の適切な労務管理を行う必要があると考えます。タイムカードの扱いも含めて、労務管理の見直しを要求しておきます。

ハラスメントに関しては、起きてしまったことは仕方がないですが、関係者に処分や処遇も含めて確実にフォローや対応をお願いします。要綱をつくった以上、今後は二度と発生しないよう努めてください。このことを申し述べて私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松永民夫君） 以上で、一番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 先ほど岩永議員の質問の中で、温泉参画についての御質問の中で、二つの報告書はその参画についてノーを突きつけているという御説明がございましたけれども、いずれの報告書についてもそのような報告をなされているわけではございません。

それから、第三セクターについては全て悪だというふうなお考えのようでございますけれども、実質的には、社会的な公共的意義を考えた上において決定されるものでございます。一つ事例を申し上げておきますと、今回養老鉄道が三セクになる可能性が非常に高くなってきております。この養老鉄道に参画して、必ずや

赤字を覚悟しなければならぬ部分がございます。ただ、公共性を考慮するとそれが果たしてどうなんだという意見を、やがてはこの議会でも話し合っていたく必要があるかというふうに思っておりますので、その点についてだけ申し添えさせていただきますと思います。

○議長（松永民夫君） 次に、六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、二点について質問させていただきます。

最初に、ふるさと納税の促進についてお伺いします。

平成二十六年八月三日、毎日新聞に「来年からふるさと納税拡大へ、税金の軽減、上限二倍」と大きな見出しで掲載されています。政府は、出身地の地方自治体に寄附すると居住地での税金が軽減されるふるさと納税制度を、平成二十七年から拡充するように検討に入り、税金が軽減される寄附の上限を現在の二倍に引き上げられ、関心はあるが面倒、寄附に二の足を踏む人が多いと見られており、手続も簡素化して、年末に決定する二十七年税制改正に盛り込む方針とのこと。地方への寄附を活性化させる効果が期待されております。

ふるさと納税は、故郷や応援したい都道府県、市町村を自由に選び、寄附すると寄附額のうち自己負担の二千元を超える分を、寄附した人の税金すなわち居住地の自治体に払う個人住民税と、国に払う所得税から差し引いて、居住地の自治体や国に税金を払うかわりに、好きな自治体に寄附すればいいという仕組みです。全国各地で創意工夫して、ふるさと納税を活発に展開されています。

平成二十五年十二月議会で、松永議員からふるさと納税に関する

質問がなされ、町長はその促進に積極的な態度を表明されたところであります。そのときに、三万円以上のふるさと納税で、養老の特産品三千元から五千元分程度を贈呈することを制度化したいとのことだと記憶しております。商品企画を具体化し、協賛企業を募り、例えば飛騨牛、改元記念酒、農作物などを贈呈するために、新年度においては所要の予算を講じたいと発言がありました。議員から、町民プール、ゆせんの里の利用券の活用、アイデアに対してもその活用策を検討したいとの返答でした。

ふるさと納税については、プレゼントなどの高額化が話題になるなど世間の関心の高さは相変わらずであり、各市町の取り組みが注目されております。多様化するふるさと納税の特典を申し上げますと、宮崎県三股町では三百万円の寄附金で二百万円相当の宮崎牛一頭分、さらには二百万円の寄附で五十万円相当の宮崎牛二分の一、また、百万円の寄附で五十万円相当の宮崎牛四分の一を贈呈。今年四月の募集開始直後に予定数に到達し、締め切られたそうです。また、群馬県富岡町では寄附金一万元以上で富岡産のシルク製品セット、寄附金百万円以上でシルク布団セットなど、世界文化遺産に登録された富岡製糸工場にちなんだ特典があります。

九月一日に発行の広報「ようろう」で、ふるさと納税記念品を提供していただける協力企業の募集が掲載されておりました。養老町のふるさと納税の現状、また寄附金拡大のための取り組み状況も把握できない状態かと思えます。ふるさと納税は税収が上がり、また地域産業の活性化となり、まちづくりの起爆剤になると考えております。そこで、寄附金拡大のための取り組み状況も踏まえた上で、四点について町長の見解をお伺いします。

一点目、養老町に対し、ふるさと納税制度でどのくらいの納付

があつたのでしょうか。過去の実績の現状を年次別にお示しく下さい。

二点目、ふるさと納税推進事業に三万円が予算化され、今年度のふるさと納税寄附金三十万円が予定額となっております。国の方針として、これだけ注目されているのであれば、なぜ目標納税寄附金の予定額を多額に計上できなかったのか、その理由は何でしょうか。

三点目、ふるさと納税制度を利用して納付していただけるようなPR方法はどのようにお考えでしょうか。

四点目、ふるさと納税を利用して納付していただいた方への、感謝の気持ちを込めたお礼として贈呈する記念品等を具体的にどのように現在お考えでしょうか。以上答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの早崎議員のふるさと納税促進についての四点についての回答をさせていただきますと思います。

まず、第一点目の過去の実績状況ということでございます。平成二十年四月三十日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、所得税と個人住民税それぞれの寄附金控除を利用して一定限度まで税額控除が可能になったことに伴い、養老町におきましても同年六月よりふるさと納税寄附金の受け付けを開始いたしました。受け付けを開始してから現在まで、記念品といたしまして、希望者に広報「よろろ」をお届けしているところがございます。

八月三十一日現在の寄附金についてでございますけれども、平成二十年度が寄附件数三件、寄附金総額が百五十四万円、平成二十一年度が寄附件数一件、寄附金額五万円、平成二十二年度より平成二十四年度につきましては、寄附実績がございません。平成

二十五年度が寄附件数二件、寄附金総額が三十三万一千八百八十八円で、今年度は寄附件数一件、寄附金総額一万二千八百七十円の寄附をいただいております、受け付け開始以降寄附件数が七件、寄附金総額が百九十三万四千五十八円の実績となっております。

また、記念品として送付させていただいております広報「よろろ」の送付件数についてでございますが、現在は三名の方、個人が二件、法人が一件に送付をさせていただいております。

二点目の、なぜ目標税額を多額に設定できないかというような御質問でございますけれども、非常にお答えしにくいところもございまして、本制度による寄附金総額は、先ほど回答をさせていただきましたところでございますけれども、近年の寄附実績は非常に厳しいものとなっております、昨年度は三十万円を超える寄附をいただきましたけれども、実績からの予測を立てることが困難であったために、昨年度の寄附実績同等額での予算計上、三十万円というふうに予測をさせていただいたところでございます。

それからPRをどのように考えているかということでございますけれども、PR方法につきましてはさまざまなメディアを通じてPRを図っていくことが効果的であると考えておりますが、近年は全国の市町村のふるさと納税に対する取り組みを集め、掲載しているインターネットサイトも数多くございますので、町の広報やホームページで周知するだけではなくて、そういった媒体も利用しながらPRを促進していきたいというふうに考えております。

四点目の記念品を具体的にどのように考えているかというようなことでございますけれども、現在の記念品としましては、広報「よろろ」を送付するというだけでございますけれども、全国的にはふるさと納税に対するお礼として、地域の特産物を納税者

の方に送付するといった動きが拡大しており、本町においてもこういった取り組みを行ってまいります。

具体的な内容についてでございますが、先ほどもおっしゃいましたけれども、昨年松永議員からもいろいろと御提言をいただきましたが、今回は三万円以上五万円未満の寄附者に対しては三千元相当の記念品、五万円以上十万円未満の寄附者に対しては五千元相当の記念品、十万円以上の寄附者に対しては一万円相当の記念品を贈呈させていただきたいと考えております。

また、記念品について協力、提供いただける町内企業を広報「よろろう」九月号及びホームページに掲載させていただいて、現在募集を行っております。また、養老改元一三〇〇年事業寄附金についても、同様の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

記念品を提供することは、本町へのふるさと納税を推進する財源確保につながり、また地元の特産品を提供することで企業や商品のPRにも大きな役割を果たすものであると考えておりますが、総務省自治税務局市町村税課より、平成二十五年九月十三日付の事務連絡にもありますように、「特産品等の送付については、問題はありますが、地方の良識に任せるべき」とされており、適切に良識を持って対応するよう通知があったことから、過剰なサービスとならないよう注意しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 再質問させていただきます。

ふるさと納税の過去の実績の回答をいただきました。平成二十二年より二十四年度までは寄附金実績はなし、平成二十五年

は寄附金件数二件、寄附金総額が三十三万一千八百八十八円であり、少額の原因はどこにあるとお考えですか。

私はその原因として、第一に養老町のふるさと納税制度の周知、PR不足、アイデア不足であり、第二にふるさと納税をしようとする方への特典、メリットの周知徹底がなされておらず、第三にふるさと納税制度による寄附金の特典が余りにも少額過ぎるなど、寄附した側から見て養老町のふるさと納税制度に対して、魅力を感じないでしょう。

もう少し、寄附金者の予定額を三万円、十万円ではなく、五十万円、百万円、二百万円など寄附金額を増し、地域特産品の販売促進につなげようとするならば、もっと思いついた記念品額を大幅に増額するなど考えられませんか。

鳥取県では、四市十四町一村で三億三千六百万円の寄附金があり、百四十種類の特産物があります。PRコメント、活用方法など、県内の市町村へふるさと納税の取り組みを紹介されています。また、岐阜県各務原市では、ふるさと納税への記念品のカタログを作成し、ふるさと納税をしようとする人に選択していただけるようにしています。さらに、一度寄附した人が再び寄附をしようとするようなPRが必要です。このような私の考えに対し、町長は現在どのようにお考えかお伺いをします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 記念品の充実、PR不足等についてでございます

いますけれども、寄附制度が開始されて以来、寄附実績が少ない点に関しましては、少なからず制度自体のPR方法またはPRの頻度という面において、至らなかつた部分があつたと痛感をいたしております。近年は、広報「よろろう」やホームページにおいて周知を行っているほかにも、民間企業が開設するふるさと納税

関連サイト等にも情報を提供して、全国的に本町へのふるさと納税の呼びかけを行っているところがございます。情報の内容といたしましては、納税いただいた寄附金の使い道や特典内容を掲載させていただいております。

近年、納税に対する特典、記念品等が全国的に高額化傾向にある中で、本町の特典は広報の送付のみという点も、寄附実績が伸び悩んだ大きな要因であると考えております。そのような状況を改善するために、本町においても、現在地元の特産品を提供いただける協力企業の募集を行っており、可能な限り早期に寄附者に対してお礼の特産品を渡すことで、魅力あるふるさと納税制度を確立し、財源確保につなげてまいりたいと考えております。

しかしながら、御質問にありますように特産品の金額を増加することは、ふるさと納税の本来の趣旨が、自分の出身地や応援したい自治体への自由に納税することで、都市部に集中している地方税を企業や人口の少ない地方へ振りかえるために導入された制度であるという点や、納税者に対する特産品の費用負担も町税であり、またさきにも述べましたが、総務省自治税務局市町村税課の事務連絡において、特産品等の送付については、問題はありますが、地方の良識に任せるべきとされており、適切に良識を持って対応するよう通知があったことから、過剰なサービスとならないよう注意しながら進めていく必要があると考えており、むやみに特産品の増額はすべきでないと考えております。

また、一度寄附いただいた方が再び寄附をいただけるよう特産品の充実を図り、随時PRを行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） ふるさと納税につきましては、今町長の

ほうから、前向きにということと、いろんな規則があるというようなお話がございました。再度質問と提案をさせていただきます。町長は施政方針の中で、ふるさと納税の活用や養老改元一三〇〇年の基金のためへのさらなる寄附を募るため、制度の周知を図るとともに、寄附者に対する特典として町の特産品を贈るなど、寄附制度の充実に取り組んでまいります。そして、町政経営方針の中で、民間の経営理念や経営手法などを参考に、これまでの行政の枠にとらわれない広い視野とダイナミックな発想により、スピード感を持って行政経営を進めていくことが必要であると述べておられます。

ふるさと納税につきましては、各自治体とも、あの手この手で知恵を絞って対応を考えています。女性の視点から、例えば先ほど事例を申し上げました三股町では、十萬円の寄附で月に一回三千円から五千円相当の特産品を一年間贈呈。また、兵庫県市川町では、二萬円の寄附でお米三十キロを贈呈されています。魅力的なアイデアではないでしょうか。

養老町のふるさと納税推進事業実施要項第三条、記念品に規定されているような内容では、とても寄附の期待はできないと思います。ぜひふるさと納税制度を積極的に取り組むために、各自治体の事例を参考にし、強力な財源確保が必要です。さらに納税者側の目線で、記念品の贈呈額の大幅増額と趣旨のPRをもっと積極的に推進していただきたい。

ふるさと納税につきましては、寄附金拡大のための前向きな取り組みについて再度御答弁をいただきたいのと、現在は担当は総務課ですが、ふるさと納税のほか、養老改元一三〇〇年祭事業など寄附制度を充実するために、わかりやすい財源確保を推進課

(仮称)を設置されることを提案しておきます。以上、ふるさと納税の促進についての質問は終わります。

○議長(松永民夫君) 大橋町長、答弁。

○町長(大橋 孝君) ふるさと納税については、かなり話題にも上っておりますし、財源確保という一面もあるのかというふうには考えますけれども、先ほども回答をさせていただきましたけれども、私としては、むやみに記念品金額の増額というふうなことは考えておりません。ふるさと納税推進事業実施要項に今定められている記念品の金額というのは、現段階では適当であると私は考えております。

ただし、その他にも、養老町がPRできるような形で何かできないかというような記念品の額ではなく、養老町の魅力を発信する事業に参加していただくというような、そういったアイデア等を皆様方からもいただきたいというふうに考えております。

本来ふるさと納税というのは、やはり強いふるさと意識があつて行われるべきだと考えておりますし、ましてや歴史の長い養老町にとって今度一三〇〇年祭という記念すべき事業もございまして、全国各地の養老町をふるさととする人たちにいかにPRをしていくかということのほうに力を注いでいきたいというふうなことを考えておりますし、納税方法についてはクレジット決済の導入を検討するといったような、しやすい環境を整備していくことも税制上の底上げ、納税額の底上げにつながっていくのではないかとこのように考えております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長(松永民夫君) 六番 早崎百合子君。

○六番(早崎百合子君) 続きまして、養老町制施行六十周年記念事業についてお伺いします。

昭和二十九年度、一九五四年十一月三日に一市九村が合併し養老町が発足してから、きょうまで六十年という節目を迎えます。町制六十周年記念事業は記念式典事業、薪能開催事業を初め、鹿兒島市の中学生との交流事業、原動機付自転車標識御当地ナンバーの作成、大垣青年会議所が主催するツール・ド・西美濃への協賛金など、郷土を育むさまざまな事業の取り組みに、平成二十六年予算において、総額一千三百四十八万円の予算が充当されています。

町制施行六十周年記念をする事業は、地方自治体の一つの節目として、今後の飛躍を期するためにも大きなイベントであると思います。特に薪能開催事業については、養老町の一大イベントである二〇一七年には養老改元一三〇〇年の成功に向けた、プレイベントとしても重要なものと考えております。薪能開催事業について、親孝行の孝子伝説を題材とした世阿弥の作、能「養老」を上映され、養老町には古くから滝の水がお酒になったという十訓抄などから広まった孝子伝説が、今に語り継がれており、この伝説の由来となった元正天皇による養老改元がきっかけだったと言われております。

元正天皇が養老へ行幸された九月二十日に、その舞台となった養老公園内において、町制施行六十周年を祝福するとともに、親孝行の心を育む機会として、孝子伝説を題材にした能「養老」を上演されます。

そこで三点について、町長の見解をお伺いします。

一点目、既に実施している事業も含め、記念事業の内容の具体的なスケジュールはどのようでしょうか。

二点目、特に薪能開催事業の計画実施内容の詳細はどのようでしょうか。



三点目、今回六十周年記念事業の実施計画の中で、二〇一七年、養老改元一三〇〇年祭の成功に向け、どのように位置づけられ、どのように実施される予定ですか。以上御答弁をお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 六十周年記念事業についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、第一点目の記念事業の具体的な計画ということでございますけれども、本町は昭和二十九年十一月三日の町制施行により誕生しました。本年、町制六十周年を迎えるわけでございます。

このことは人に例えれば還暦を迎える年になりますが、いま一度、町制施行時の原点に立ち返り、今後のさらなる躍進を続けていく新たな一歩へとつなげていきたいと考えております。

なお、町政六十周年記念事業については、広報「よろろう」六月号に掲載したほか、ホームページにも公開しているところでございますが、町では次の三点を町制施行六十周年記念事業の基本方針として掲げ、さまざまな記念事業に取り組んでまいります。

一つ目としては、全町を挙げて町制施行六十周年をお祝いし、郷土愛を育むこととございます。

二つ目としては、養老の魅力を再発見し、全ての町民が夢を持ち続けることができる未来を創造することとございます。

三つ目として、さまざまな世代が参加、交流し、地域のきずなを深めることとございます。ただし今年度の事業の実施に当たりましては、養老改元一三〇〇年を迎える二〇一七年を三年後に控えていることから、簡素で効率的に行うこととしております。

また、記念事業の構成としましては、主に町が主催する事業と冠事業を考慮しております。具体的には、町主催の事業としましては、七月一日から町のマスコットキャラクター「スマイルげんち

ゃん」をデザインした原動機付自転車オリジナルナンバープレート、いわゆる御当地ナンバープレートの交付を始めました。取得された人からは、げんちゃんと言が目立っていて、町にちなんだデザインがいいなど、好評をいただいているところでございます。

なお、この御当地ナンバープレートの交付枚数は、七、八月の二カ月で第一種、五十cc以下でございますが三十六枚、第二種は九十cc以下が五枚、第二種甲百二十五cc以下が十三枚、計五十四枚となっております。

また、今週末には養老公園において薪能の公演を予定しており、議員各位にも御案内のとおりでございます。

メイン事業であります町制施行六十周年記念式典は、十一月三日に町民会館において挙行いたします。式典では自治功労者表彰のほか、町政の振興及び発展に寄与され、特にその功績が顕著な人や団体を特別表彰させていただきたいと考えております。

また、同日式典終了後には、漫画家の里中満智子さんによる記念講演を予定しております。養老町の歴史の原点とも言うべき養老改元を行った時のみかど、元正天皇とその時代にさまざまな分野から焦点を当てたいと考えています。また、「養老」という名を再認識することで、町民のふるさとへの愛着や誇りを育み、未来に向けての夢や希望にあふれた町を築くための気運を盛り上げていきたいと考えております。そうしたことから、里中氏は元正天皇の生きた飛鳥・奈良時代をテーマとした作品を多く手がけており、今回の講演に適任であると考えております。

その他には、教育委員会の事業になりますけれども、薩摩義士の顕彰を通じたつながりで、これまで本町の中学生が鹿児島市の

中学生と交流をしております。十一月には、鹿児島市立甲東中学校の生徒を本町に招く交流事業を予定しております。内容は、東部中学校での交流や町内の薩摩義士関係施設をめぐる研修会の開催等でございますけれども、これを機に鹿児島市と本町の関係がさらに深まることを期待しております。

また、冠事業としましては、町または各種団体等が毎年主催している既存の事業のうち、養老町制施行六十周年記念の冠を付すにふさわしい事業を支援することといたしております。特に、町では養老町制施行六十周年記念協賛事業承認取扱要綱を設けて、町制施行六十周年を広く町民に周知することができるとして、養老町制施行六十周年記念事業の名義使用や記念の上り旗の貸与などの支援を行い、町民の皆様にも町制施行六十周年を盛り上げていただきたいと思います。

このように、今回特に華美な事業は少ないものの、町民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、郷土愛を育む事業に取り組みたいと考えております。今後も事業の実施に当たっては、町の広報紙やホームページはもとより、ケーブルテレビや本年三月より開設いたしましたフェイスブック等を利用して、積極的な情報発信に努めていきたいというふうに考えております。

それから、二点目の薪能の実施計画内容ということでございますけれども、養老薪能は親孝行の孝子伝説を題材にした能演目「養老」を、元正天皇が養老に行幸された九月二十日に、その舞台となった養老公園において上演するもので、町制施行六十周年を祝福するとともに、町民の親孝行の心を育む機会になればとの趣旨から開催するものでございます。明後日、九月二十日の夕刻六時より、養老公園内に設けた特設舞台において、本町なじみの深い、水を題材とした狂言「清水」と、能の「養老」をNPO

法人名古屋能楽振興協会の協力のもとに、約二時間にわたって上演をいたします。

なお、この薪能の公演に当たり、広報「よろろ」やホームページ等により広く周知しましたところ、町内外から予想を大幅に超える観覧希望がありました。今回は会場の都合によりまして、やむを得ず抽せんにより観覧者を決定するなど、全ての人の希望に添うことができず、大変申しわけなく思っております。

三点目の、今回六十周年記念事業実施計画の中で、改元一三〇〇年の成功に向けてどのように位置づけていくかといったような御質問だったと思えますけれども、今回観覧希望の多かった薪能につきましては、養老ならではの親孝行の心を育む町を指す本町としまして、孝子伝説を題材にした演目「養老」を養老の自然の中で上演することは、養老の歴史や文化、自然を体感できるイベントであると認識しており、今年の実績を踏まえ、改めて二〇一七年の本祭においても、養老の滝前広場、もしくは芝生広場で開催できればと考えております。

また、町制施行六十周年記念式典後の記念講演の講師である漫画家の里中満智子さんについては、これまでに開催しました「養老の日」推進大会における講演会の講師とあわせたシンポジウム等にお招きするとともに、御承認が得られるならば養老改元一三〇〇年祭のアドバイザー、または総合プロデューサーとして協力願えないかと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後も薪能に限らず町内外の人々が興味、関心を持ち参加したくなるような事業や催しを企画、実施できればと考えておりますので、皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） ただいま御答弁をいただきました。その中で一点、六十周年記念式典にて表彰される方ということをお聞きしたわけですが、大体何人ぐらいでどのようなお方かなど、個人情報にさわらない程度で結構ですが、お答えいただければ結構と思います。

二点目、養老改元一三〇〇年祭を迎える二〇一七年を三年後に控えていることから、六十周年記念事業は簡素で効率的に行うこととしていきますとの御回答をいただきました。薪能については実績を踏まえ、改めて二〇一七年の本祭において、養老の滝前広場もしくは芝生広場で開催できればと考えておられます。今回開催される薪能開催事業費として、九百九十八万円予算化されています。詳細を説明お願いします。

三点目、世阿弥の「養老」を今、養老町で上演することの意味はどのように捉えておられるでしょうか。養老町民が今回の薪能実施をどのように受けとめるべきなのでしょう。町長の考えをお伺いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

一点目の表彰される方でございますけれども、町制六十周年というようなことと、養老の名を全国に広めたような方もおられます。それから、また地域に長年貢献をされてこられた方等を選考委員会にて選考をしていただく予定であります。人数については、しっかりとした人数を決めているわけではございません。

第二点目でございますけれども、薪能事業の予算内容ということでございます。

今回の薪能上演に当たりましては主な支出項目としましては、

NPO法人名古屋能楽振興協会への公演委託料、公演、それから音響、照明、舞台会場設営などで五百三十九万五千円、チラシやポスター、プログラム、チケット等の作成代といたしまして二十七万七千円、それから会場案内看板の作成・設置に約十五万三千円、シャトルバスの使用料といたしまして十三万円、記念ビデオの撮影に約九万七千円、それから駐車場の交通誘導や警備に関するもので約八万六千円、その他雑費と合わせて合計約六百二十五万七千円の支出を予定しております。

なお、この能の上演に当たりまして、公益財団法人十六地域振興財団より地域活性化支援事業助成金として、三十万円の助成をいただいていることをこの場で申し上げておきたいと思っております。

それから三点目でございますけれども、世阿弥、養老を上演する意味というようにございまして、本町になじみの深い水や親孝行伝説を題材にした能の演目「養老」を、その舞台となった養老の地において上演することは、これまで先人が築いてきた歴史を振り返り、町の魅力や地域資源を再認識し、町民一人一人がふるさとに誇りと愛着を感じていただくとともに、養老町民の親孝行の心を育む機会になればというように考えているところでございます。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 最後になります。薪能については町内外から予想を大幅に超える観覧希望があり、会場の都合でやむを得ず抽せんにより観覧者を決定したとの御回答をいただきました。薪能は、野外で臨時に設置された能舞台の周囲に、かがり火をたいてその中で特に選ばれた演目を演じる能楽で、夜に能を演じる薪能が地域振興伝統継承のために、最近各地で盛んに行われてお

ります。

こういった薪能に人気のあるのも、自然に浸りながら能を見ることで、失われた情緒を取り戻し、能が本来持っていた自然のつながりを感じるからではないでしょうか。近年異常気象であり、薪能は天候に左右されます。雨天であれば町民会館、演技中に雨があつた場合は終演としております。好天に恵まれる中で観覧される町内外の皆様の期待に添い、大成功を終えることを願っております。

そこで、今後養老町の地域伝統芸能の継承振興について何か考えておられますかをお伺いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 養老町の地域芸能の継承というような御質問だというふうに思いますけれども、養老町内には高田祭りや室原まつり、栗笠の獅子舞や室原文楽のほかに白山太鼓を初めとする数々の伝承太鼓など、貴重な地域伝統芸能がたくさん残っております。

町では、いま一度地域固有の歴史文化資源の掘り起こしや伝統文化の保存、継承について、養老町文化財保護事業補助金交付要綱に基づいて支援していくほか、養老改元一三〇〇年祭開催の折には、これら伝統芸能を発表、披露する場を設けて、町内外の人々にふるさと養老の歴史や文化の魅力を発信していきたいと考えております。議員も気にしておいでになりますように、近年はこういった伝統文化が廃れていくことがあつたかもあるように考えられておりますけれども、歴史の深い養老町としては、一度こういった文化の掘り起こしに力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（松永民夫君） 以上で、六番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。  
再開は十一時二十分からいたします。

（午前十一時〇六分 休憩）  
（午前十一時二十分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、質問を行います。

次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき、二項目で質問をいたします。

最初に、町立図書館施策と生涯学習講座について、教育長に答弁を求めます。

「図書館の自由に関する宣言」には、図書館は基本的人権の一つとして、知る自由を持つ国民に資料と施設を提供することを最も重要な任務としています。その知る自由を保障するため、図書館は国民のあらゆる資料要求に応えなければならないということをうたっています。

図書館法は、過去において社会教育法に統合される動きがありました。また、無料利用の原則は図書館サービス全体を進展させ、新たなサービス展開を支えるとし、有料化を是認しませんでした。同法でも、図書館が地域住民の情報や知識の入手など、最低限の文化的基盤を保障するという原則の尊重から来ています。

さて、岐阜県内における公共図書館は、平成二十五年現在で市立図書館二十一施設、町立図書館十三施設の計三十四施設です。当町の図書館は、平成三年三月に建設され、二十三年が経過しています。この間、町民の方から相次いでもつと専門書を蔵書して

ほしい、夏休みの課題図書を充実してほしい、大型紙芝居や大型絵本を垂井町図書館並みにそろえてほしい、学習スペース環境を整備してほしいなどの声が寄せられました。

そこで、県内の公立図書館の図書費の予算措置や蔵書数や貸出状況などを、岐阜県立図書館が発行している平成二十五年度岐阜県内公共図書館・町村図書室調査集計表をもとに分析してみました。

予算額でいえば、市立の図書館では岐阜市が年間三千三百四十万、次いで大垣市が二千七百六十一万、次いで高山市が二千七百万円の図書予算額を平成二十五年度に計上しております。町立図書館では一位が池田町、一千六百万円、二位が垂井町、七百八十万円、三位が安八町、七百五十万四千円です。ちなみに、養老町は三百二十万円ということですが。

そこで、人口一人当たりの図書費について、棒グラフにしたのがここに提示させていただきました資料でございます。

今、お話しをさせていただきましたように、いかに養老町が予算措置及び人口一人当たりの図書費が少ないかということが顕著にわかっていただけたらと思います。三百二十万円の当町の年額予算は、池田町の五分の一でございます。

それでは、人口一人当たりの年間貸出冊数については、どのようになっているのか提示させていただきたいと思っております。安八町が一位の十三・五一冊、当町は二・一五でワーストワンということになります。

そこで、当町の図書予算を教育長はどのように認識しておられるでしょうか。

二、図書館司書などの人的配置の促進についてです。

図書館を支え、図書館サービスの担い手である職員の体制充実

は喫緊の課題と考えます。公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準に照らし、どうお考えでしょうか。

三、冒頭でも申し上げましたが、当町の図書館は建設から二十三年が経過し、蔵書収容能力は七万冊としております。七万冊以上は蔵書できないというのが現状です。改修計画についての見解をお聞かせください。

四点目は、平成二十六年度、生涯学習の受講生は百二十七講座、千八百九十八人、サークル講座では七十六サークル、八百九十一人、受講生総数は二百三講座、二千七百八十九人です。毎年発行される募集冊子には、平成二十五年度から五年間を超えて受講することはできないと明記されております。五年間を固定する根拠と五年間受講した受講生の町教育委員会の施策について、お尋ねをいたします。

五点目は、中央公民館は昭和五十三年に建設され、築三十六年が経過しております。足腰が弱り、楽しみにしていた二階での学習講座に参加することができなくなった、階段がつかなくなったと声が聞かれます。バリアフリーも含めた改修計画についての見解を求めます。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） 水谷議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の当町の図書予算についてお答えいたします。

図書費予算につきましては、直近三年間の当初予算で、平成二十六年度は三百十八万円、平成二十五年度が三百二十万円、平成二十四年度も同じく三百二十万円となっております。

水谷議員御指摘のとおり、平成二十五年度予算では、県内三十四市町で下から七番目、人口一人当たりの図書費としては、同じ

く下から三番目となっております。

町図書館では、利用者の要望を取り入れ、予算の範囲内で図書館整備、蔵書の充実を図っているところですが、文部科学省から出されております公立図書館の設置及び運営の望ましい基準に照らし合わせても、他市町の状況から判断いたしましたとしても、何とか現状を改善していく必要があるものと考えております。

二番目の図書館司書など人的配置の促進について、お答えいたします。

現在の町立図書館職員の配置につきましては、館長は中央公民館長が兼務し、専任で二名の職員が図書館業務に従事しております。うち一名が図書館司書の資格を有しております。地方行政改革における定員適正化計画に基づき全体の職員数が減少しており、業務遂行に不足する人員については、臨時職員を雇用し対応せざるを得ない状況です。本町の図書館においても、二名の正規職員以外に四時間ないし五時間の短時間勤務の職員九名を雇用し、シフトを組んで常時二、三名の臨時職員を配置し、業務を行っております。

また、岐阜県図書館発行の岐阜県内公共図書館・町村図書室調査集計表で他市町の職員配置を見ますと、司書の有資格者を多く配置している自治体がありますので、本町においても正規職員の増加は定員管理上困難と思われませんが、臨時職員雇用の際には、有資格者を積極的に採用することを検討していきたいと考えております。

三番目の町立図書館の改修計画について、お答えいたします。

当町の図書館は建設から二十三年が経過し、蔵書収容能力を七万冊としています。七万冊以上は蔵書できないのが現状であります。図書館は、収容能力七万冊規模の図書館として、平成三年六

月十五日に町民会館内に開館いたしました。館内の配置などを変えるなどして蔵書場所の確保を図ってきており、平成二十五年度末の図書館の蔵書冊数は九万八百六十一冊で、収容能力を二万冊以上超過しております。

改善の件につきましては、蔵書スペースを確保するために、一階の読み聞かせコーナー、DVD視聴コーナー、二階の会議室、読書・閲覧コーナーをこれ以上縮小することは利用者へのサービス低下となり、実施困難だと思われまます。また、増築につきましても、現在の敷地には増築する余裕はなく、増築も難しいものと考えられますので、御理解いただきたいと思います。

四点目の、平成二十六年生涯学習の受講者等については、平成十一年度に行財政改革の観点から見直しが行われました。受講生の年数の問題、受講料有料化、講座の種類の問題等が検討され、平成十一年八月二十三日付で、当時の教育長から養老町公民館講座の考え方が示されました。

この中で、受講生十名未満の講座は開設しないことや定員を超えた場合は初心者優先すること、受講料の取り決め等を明示し、学習講座講師宛てに通知しております。受講期間につきましては、当時の受講生募集誌に二、三年と明記され、現在は五年となっております。

同じ人が長年同一講座を受講することは、特定の人に対して町費を使うこととなり、公益性の観点から二、三年の受講で知識・技能を習得し、自立することが学習講座開設当初からの目的となっていました。徹底されなかったため、一講座受講生十名以上の基準とともに、厳正に行うこととなりました。

教育委員会といたしましては、五年間受講し、知識・技能を習

得された方については、地域のリーダーとして講座・サークルの講師、あるいは相談役として活躍されることを望んでおります。

最後に、中央公民館の改修計画についてお答えいたします。

中央公民館のバリアフリー化につきましては、車椅子利用者の公民館二階会議室の利用を想定し、町民会館建設の際に、町民会館のエレベーターを使用することにより、町民会館二階の連絡通路から公民館へ行き来できるようになっています。

この点について、町民の皆さんへの周知が十分ではなかったようですので、町民の皆さんへの周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問いたします。

一点目は、指摘したいのは年間の除籍冊数と蔵書の回転率です。養老町図書館では、昨年八百二十六冊の除籍に対し、タルイピアセンター図書館は四千四百四十九冊、池田町図書館は九千七百九十冊となっており、蔵書の回転率は、養老町〇・七四回に対し、垂井二・一三回、池田一・二一回で、よく読まれるから本が傷み、除籍数が多いということになるのではないのでしょうか。蔵書の回転率は、全国平均一・九一回ということですので、当町はかなり低い数値になります。

タルイピアセンターの司書の方は、乳幼児の絵本はなめたり、たたいたり、かじったりするのも本への愛情、図書館の絵本が愛されていることのあらわれですということ、廃棄に対して当町とは違う考え方を述べられました。また、養老町の図書館は非常に予算が少ないけれども、司書の方たちが非常にいい本を選んで蔵書しておられますねということも聞いてまいりました。

人的体制では、先ほど臨時職員に有資格者ということですが、養老町は一名です。それに対して、垂井は七・五人、池田は専任職員が五名で、有資格者が四・八です。図書予算、除籍冊数、蔵書回転率、図書館司書などの人的配置などと、当町の実態を教育長はどのように認識され、新年度に何が必要だとお考えでしょうか。

二点目は、養老町図書館の二階の学習スペースのことについてお尋ねをいたします。

国民の自主的な学習や創造を援助するため、身近にいつも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるというのが環境的な基本になっております。しかし、当町の場合、併設して一般の書籍が陳列しておりますので、集中に欠けるという環境でもありません。現在の二階の学習スペースを独立した形で確保すれば、あそここのスペースがあくわけですので図書の蔵書などにつながるのではないかと思うわけですが、その点についてお尋ねをいたします。

各地区の公民館の学習講座については、受講期間は五年間の制限は設けないということですが、中央公民館と各地区公民館となぜ異なるのか理するとのことです。中央公民館と各地区公民館となぜ異なるのか理解できません。現在受講しておられる方が平成二十八年度に受講できなくなる予想は、洋画、古文書、絵手紙など七講座で、該当者の合計を百二十八名としています。生涯学習とは学習受講期間を切ることでしょうか、天寿を全うするまで生涯学習というのではありませんか。納得できる答弁を求めたいと思います。

それと、先ほど車椅子対応がありましたけれども、図書館の前にエレベーターがあるわけですので、図書館は現在七時ですが、閉館になった場合、あそこは夜間の対応が今でも可能になっているのかどうか、その点を確認しておきたいと思っております。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） それでは、今再質問いただきました点についてお答えいたします。

まず図書館予算の増額についてですが、現状の図書館の状態では予算を増額しても蔵書を収容する場所がなくて、現状の施設では今の予算で十分とは言えませんが、ほぼ今の予算で賄えているものと考えております。消極的であるかもわかりませんが、当面は現状の予算をこれからも維持していくことを優先させたいと考えております。

二番目の除籍冊数についてですが、確かに垂井町や池田町の図書館の昨年度の除籍冊数は多いのですが、養老町と蔵書数で同規模の安八町では除籍冊数が四百五十冊で、大野町では同じく除籍冊数が四十一冊でした。ここ数年を平均しての除籍冊数がどれぐらいなのかはわかりませんので、この数が図書館運営上妥当であるのかどうか、過去の資料を精査いたしましたして検討し、対応していきたいと考えております。

三番目、蔵書の回転率の低さについて、お答えいたします。

蔵書の回転率とは、貸出冊数を蔵書冊数で割った数のことです。当然、貸出冊数が少なければ回転率は低くなります。当町では貸出冊数が低いのでこのような数字になっております。できる範囲の中で貸出冊数をふやしていく努力をしていきたいと考えております。

水谷議員御指摘のとおり、人口一人当たりの蔵書数としては下から九番目ですが、人口一人当たりの貸出冊数は最下位となっております。蔵書数に対して貸出冊数が少なく、工夫・改善の余地があるものと思われれます。

対策といたしましては、現在、町立図書館と小・中学校図書館

で運用している協力貸出制度に倣い、地区公民館とネットワーク化を図り、進めていくことはできないかと考えております。御高齢の皆さんが町立図書館まで足を運ばなくても、地元の地区公民館で図書の受け取りや返却ができる制度を導入し、利用者の利便性を高められるようにできたらと考えております。

五番目に、図書館司書等の人的配置についてお答えいたします。垂井町の司書有資格者八・五人というのは、そのうちの七・五人は臨時職員であります。臨時職員全員が司書免許を持っているということですが。

先ほどお答えいたしましたように、今後は本町におきましても、臨時職員を採用する際、司書資格を持っていることを条件にするなどして改善していきたいと考えております。

六番目、独立した学習スペースの必要性、確保についてお答えいたします。

学習スペースの近くに書架があり、本を借りに来る人が多くて学習に集中できないということではないか思っています。

二階に会議室がありまして、会議室があいている場合は、学習者の要望があれば会議室を使っていたいております。また、今後、つい立を立てるなど対応を考え、気が散らないような改善を行っていききたいと考えております。

次に、公民館学習講座のあり方についてお答えいたします。

中央公民館の学習講座と地区公民館学習講座における継続五年間受講への対応の違いについてですが、学習講座受講に五年の制限を設けられたのは、ほとんど同じメンバーで、少人数の方が長年学習しておられるという状況があったからだと聞いております。そういった状況である場合、同じ決まったメンバーの中には入りにくいという声も聞いており、逆に受講したいと思っ



が入れなくなり、受講者が少なくなっている講座もあったと聞いております。補助金を有効に活用するためと、多くの方に学習講座に参加していただくための改善策であったと考えております。基本的には、地区公民館学習講座についても五年間で切り替えたのですが、地域の要望も強く、今のところは継続受講になっております。

この問題につきましては、留守家庭事業同様、町がどこからどこまでを負担するのがいいのか迷っているところです。年間、地区公民館学習講座授業に講師謝礼として一千二百万円の町費が投入されており、大切な生涯学習ではありますが、年間一人千円ないし二千円の受講料で実施されており、この受講料が妥当なのかどうかについては、今後検討していきたいと考えております。

公民館学習講座については、二十三年度からお知らせしてあったことでもあり、二十七年末で五年になる方については、継続受講することはできません。他の講座で学習されたり、地区公民館で指導していただくなど、これまでの学習講座で学ばれたことを生かしていただけたらと考えております。

エレベーターの件につきましては、町民会館と中央公民館に時間差がある場合は、それにしか対応できていないと思っております。確認しておきます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、三回しか質疑ができません

ので最後の質疑になります。町予算に余裕がないということ町民の方々も一定理解しておられます。問題は予算の使い方です。

町長は、改元一三〇〇年祭を一過性にせず、住民と協働のまちづくりをすると二〇一三年度の当初予算で三千七百六十二万円を

計上し、その多くが民間業者への委託料です。

平成二十六年四月の支出調書では、新生養老まちづくり構想推進業務委託料百四十万四千円、平成二十五年、養老の郷づくり推進体制など構築業務委託料七百一十二万七千七百円、地域住民自治組織創設支援業務委託料百二十七万五千円と、このように予算が使われております。

そして、今年度における養老改元一三〇〇年祭実行委員会予算においても、一千八百万円が計上されていますが、コンサルへの委託料百九十万、さらにステージ、テント、イベントの関係になります。それへの委託料が一千三百二十二万円という状況で予算が使われています。

これらの予算の肥大が教育行政を切り詰めることになってはいませんか。教育長の率直な意見をお聞かせいただきたいと思えます。

それから生涯学習、先ほども申しましたように、天寿を全うするまで学ぶことだと私は思っています。中央公民館で長年やっていらつしやる方に聞いても、何年やっても非常に奥が深いということをおっしゃいます。

これらの声に、先ほど答弁いただきましたけれども、私はどうしても矛盾をしているというふうに思いますし、十名の定員がなかったら講座はなしというのはい定理解できますが、それだけこういうことに予算を使えないという状況なのではないでしょうか。教育行政は未来への投資ということがよく言われますが、当町の図書予算も含めた生涯学習における予算を以前のように戻していただきたいことを申し上げますし、中央公民館のエレベーター二階対応ですが、もう少ししっかりと現場を見て答弁いただきたいということです。

質疑は以上ですけれども、通告してありませんので見解を求めることは控えますが、ここに二冊の絵本を持ってまいりました。児童文学図書です。一つは「ちびくろ・さんぼ」、一つは「はだしのゲン」です。

主人公の「ちびくろ・さんぼ」、名前が「ちびくろ・さんぼ」といいます。両親に買ってもらったすてきな服をジャングルに行つて、いろんな動物たちが欲しい、欲しいと言う、子供たちが本当にわくわくする絵本です。子供たちが幼稚園や保育園で大好きな絵本の一つでもありました。

しかし、「ちびくろ」というのが差別用語に当たるということで、一部の全国の図書館から書架が消えました。

そして、「はだしのゲン」です。これは記憶に新しいと思いません。原爆や戦争の悲惨を書いた中沢啓治さんの児童文学書です。いずれも町の図書館からお借りしてまいりました。「はだしのゲン」については、戦争や被曝の描写が非常に生々しいということで、図書館から書架が消えるという対応を教育委員会の判断で行つたという報道があつたのは記憶に新しいと思います。

さらに、埼玉市の公民館が憲法九条にかかわるデモのことを読んだ市民の俳句、「梅雨空に「九条守れ」の女性デモ」、この俳句を掲載拒否したという現実もあります。図書館の自由に関する宣言の趣旨に反する行為だと私は思います。誰もが自由に選べて、借りた人が判断する。

幸い養老町の図書館ではそのような対応がありませんでしたが、これから国のいろいろな施策の中で、また町民の声の中でこういう場面があるかとは思いますが、しっかりと当初の図書館の趣旨に沿った対応を求めるものでございます。二点で答弁願います。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） まず、後に質問された天寿を全うするまで生涯学習であるということについて、お答えしたいと思います。

水谷議員のおっしゃるとおりだと思っておりますが、五年済んだからその講座からは抜けられても、例えばサークルとか、違う形で学習を続けることはできるものというふうに考えております。それから、二点の中には入っていないかと思いますが、今出された二冊の本については、人権擁護の町を宣言している養老町においては、撤去するようなことは今後一切ないし、しないつもりであります。

最後に、町予算の使い方、教育予算はどうなっているんだということの質問ですが、先日行われた県の教育委員会の研修会である講師の方から、教育予算が全体の一〇%を超えておれば、その市町村は教育に力を入れていると考えてよい——この一〇%がどこまで妥当なのかどうかはわかりませんが——という話がありました。

それに当てはめて考えてみますと、平成二十六年度当初予算が約百五億四千万で、教育予算が十二億六千万でした。率にすると、一一・九五%になります。約一二%であり、この方のおっしゃることには当てはめると、養老町は教育に力を入れていると言えることになります。

もちろん、この数値に安心してはおりません。引き続き町民の生涯学習や健康維持、そして子供たちの健全育成のために、予算を獲得できるように全力を尽くしてまいりたいと考えております。

町長は常々、まちづくりは人づくりとおっしゃっております。教育をないがしろにされるようなことはゆめゆめないものと信じ

ております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次いで、改良住宅施策について伺います。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に係る法律が、平成十四年三月三十一日に失効し、十二年が経過いたしました。

一連のこの事業に係る財政措置が廃止され、この事業を特別にせず、一般行政に移行、地区内住民における町税の減免措置など、個別優遇施策、減免率などを決め、廃止されてきました。

しかし、これまで議会の一般質問や予算決算審査などを通し、再三再四改良住宅の問題を取り上げてきましたが、改良住宅使用料は、平成二十五年度決算で新たに四百八十八万円の滞納をつくり、昭和五十五年から町に納めなければならない金額が八千五百三十三万八千六百四十九円となり、その適正化に向けた取り組みが養老町の喫緊の課題になっています。

平成二十四年八月十日、七回目の会議から改良住宅特別委員会に弁護士などを含む委員会に再編され、平成二十六年五月十二日で十二回の協議を進めています。四、四で町長の見解を求めます。一、平成十六年三月、養老町公共住宅ストック総合計画が報告書として提示されました。この評価と現在の施策の整合性について伺います。

二、平成二十六年五月十二日の十二回目の委員会では、法的措置対象者の決定、今年度における法的措置の実施に向けた日程案、地元住民への周知文書案、町名義内容証明文書案について協議をしています。とりわけ四百八十二戸の改良住宅のうち、又貸し・

又借りなどの不正入居実態に触れず、三カ月以上の滞納世帯百四軒に、町長名で内容証明による催告書を七月下旬までの一カ月間の期限を設定しました。対象者の状況を見きわめ、八月中旬から期間を一カ月と設定し、応じていただけなかった対象者に、今度は内容証明を弁護士名による催告書で発送することとしています。現時点での進捗状況と当面している課題について伺います。

三、先に申し上げました養老町公共住宅ストック総合計画や改良住宅の建設、住宅使用料の政策家賃などの決定などは、一連の施策に県の行政が大きくかかわっています。

平成二十三年十月六日、養老町が県庁に出向き、岐阜県公共建築住宅課と協議したが、県は、今後用途廃止を推進するには滞納や又貸しなどの不正入居、空き家の問題を可決し、払い下げの基本計画の策定が必要であり、まず住宅の適正管理が先行であるとの行政指導が入っています。

その後、県との協議がされているのでしょうか。また、県公共建築住宅課の町改良住宅特別委員会などへの参画要請を求めるものですが、そのお考えをお聞かせください。

最後に、今後改良住宅の明け渡し業務や住宅新築資金など、貸付金の回収業務など法的措置実施に向け、解決のための多額の予算が必要になります。

第十一回目の会議では、平成二十六年一月二十九日付で、名古屋の弁護士法人心が町に提示した顧問契約、改良住宅滞納金回収業務などの詳細金額に愕然といたしました。

その内容は、町名義の内容証明を百件に対し送付し、当方人名義の内容証明を十件に送付し、訴訟を五件提起すると仮定し、四百二十七千円と計上した金額です。訴訟は一件につき五十万五千四百円としています。町予算をどう確保するのか、国や県への財

政支援を求める根拠があるのか、その点についてお尋ねをいたします。時間がありませんので、簡潔な答弁を求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えを申し上げます。

第一点目、ストック計画との整合性についてでございます。改良住宅については、密集市街地の地区内従前居住者の居住の安定を図ることを目的とする性格上、策定段階では耐用年数を経過する住宅はなく、現状の四百八十二戸を維持管理することを基本としておりましたけれども、耐用年数が迫っており、改善整備や建てかえも視野に入れた検討が必要になってきております。

ストック計画の策定期間より時間も経過しており、改良住宅については、譲渡に関する強い要望がある反面、多数の住宅で又貸し状況が発生しており、既に多くの住宅が当初の目的を達成し、建設当初からの政策家賃の見直しができず、公営住宅と比較し著しい不均衡を増長し、地区全体の自立意識を阻害、契約違反の増長を招いている現況であります。

このような現状で、新しく解決しなければならぬ課題も出てきております。改良住宅には、改良住宅特別委員会や地区改良住宅対策委員会で検討をしているところであり、今後につきましては、用途の見直し、払い下げを基本に考え、改良住宅特別委員会で十分な御検討と御協議をしていただき、五月の改良住宅特別委員会で承認いただいたスケジュールに沿って粛々と進めてまいりたいと考えております。

それから、現時点での進捗状況ということでございますけれども、平成二十六年四月二十二日の改良住宅特別委員会法的措置検討部会において、法的措置対象者、悪質滞納者でかつ空き家、また転貸し、又貸しとなっている住宅について選考を願ひ、五月十

二日の改良住宅特別委員会で決定をいただきました百四件、うち一件については送付日前に納入があったため、百三件について、六月二十五日付で内容証明を送付いたしました。

また、内容証明を発送する前に、五月二十七日に地元改良住宅対策委員会で、町の方針を明確化した改良住宅の適正管理に向けた町の対応についての文書を地区内各戸に配付をいたし、周知をしたところでございます。

発送状況につきましては、八月二十一日現在で百三件、この百四件中一件は納付済みでございます。配達済みが六十八件、未配達が三十五件ございました。配達済み六十八件のうち、四十件が納付または相談中でございます。五件が連絡調整中でございます。残り二十三件は、届いているが何ら連絡がないものということでございます。

相談等の状況につきましては、前記の四十件中、滞納分について、完納または分割納付誓約が二十五件、十五件が相談中となっております。八月十八日現在で、二百八十一万八千二百円が納付をされております。

現状では届いているが何ら連絡のない未相談の二十三件については、八月二十五日開催の法的措置検討部会において、再度、町長名及び弁護士名義——これは併記でございますが——で改めて内容証明通知を行うことを決定しております。

また、配達できていない三十五件については、契約者などが死亡等により、内容証明文書が届かない状態のものでございます。この件については、相続等の関連もあり戸籍謄本等を取り寄せて、相続人となられる方に対し通知を行うことになり時間がかかっております。なお、この件も八月二十五日開催の法的措置検討部会で報告させていただいております。

このような滞納関係だけでも個々の内容がさまざまであり、今後の検討を要するものや、相続はできているが、弁護士等に同席を願い相談を進めていく必要があるなど、多く存在しております。家賃などは納入されているが、又貸し状態のものも数多く存在しております。

今後こちらの方に通知を行っていくことになり、改良住宅の適正な管理に向けて相当な時間と労力が必要であり、町職員だけでは解決できないような案件も多く存在している可能性を含んでおります。弁護士費用等の金銭的な面も多く必要になってくること予測され、慎重に進める必要がありますので、御理解を願いたいと思います。

三番目の改良住宅特別委員会への県への参画ということでございますけれども、昨年の県との協議においても、改良住宅の譲渡処分は地元で買い取りの意思があることが前提となります。養老町はその点で明確になっていない、また現行の家賃未納、又貸しや承継が適正に行われていない住宅、空き屋などの問題が残っているとの御指摘ございました。そこからまず解決していく必要がございます。このため、町ではこの四月から法的措置も含め、滞納のある住宅から進めております。

県は、町が前を向いて取り組んでおられることはしっかりと受けとめ、県も協力できることから引き続き町と連絡調整をしながら進めていきたいとの御意向を伺っております。

この関係も含め、八月十八日に県住宅課が町の現状視察を兼ねて訪問された折に、町が進めている改良住宅特別委員会にオブザーバーとして参画願いたいと申し入れをいたしております。

次に予算確保ということで、国や県への財政支援という御質問でございますけれども、ことし第三回定例議会におきまして、住

宅等の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関するについて、議会で専決の承認をいただきました。今後、又貸し状態の訴えの提起を予定しており、その状況等を踏まえ、次年度の予算的なことも参考にしていきたいと思っております。

この後、予定している又貸しに関する者への通知を行えば、町職員だけでは対応が難しい案件が多数出ると思われます。引き続きより多くの予算確保が必要になると思いますし、またこのような関係における予算措置や早期の用途の見直し、払い下げの実現に向けて国や件に要望していく所存でございます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 先ほど質問いたしました地対財特法が失効しましたので、これらの問題に対する国や県の財政支援を求める根拠はあるのかどうか、その点について再度お尋ねをしたいと思います。

それから、公共住宅ストック総合活用計画は、改良住宅を改修・修繕して残していくという計画で、現在進めている払い下げも検討した中という方針とは異なります。

平成二十二年の六月議会で提案した、今後十年を見据えた改良住宅も含めた地区内施策の存続廃止、管理運営の事業仕分けも含めた総合計画が必要だということを質問させていただきました。このことがぶれなく問題解決に努力をし、実現を図ることなどは考えます。町民からの行政への信頼や支持が得られることではないかと思えます。

この計画では、二〇一四年三月の計画まででございます。そして、改良住宅特別委員会の中で協議されている内容も当面の課題

についての協議で、じゃあいつまでにどうか、非常に難しいことではあるうと思えますけれども、やっぱりこれに変わる、今考えていることも含めた計画の必要性を訴えるものですが、その点についてお聞かせください。

それから、本来なら町と議会で解決してこなければならぬ問題を先送りした代償は、結局町民の大切な血税で解決が図られるという結果になっており、私は非常に申しわけない気持ちでいっぱいですが、町長はこのことに対する痛みはございますか。

三点目は、平成二十六年三月に、改良住宅居住状況調査集計表の最終版が提示されました。担当課におかれましても、大変な作業になったとは思いますが、その状況から鑑み、契約者居住が百五十九件、約三割くらいしか正常な形で町と契約者が居住していないという実態です。あと七割が又貸し、未承継、空き家でございます。

又貸しの方は入居する必要がなくなった、又借りの方は入居する必要がある、空き家にしておられる方は住宅としての使用がなくなったということ、誰もがそれじゃあそのとおりにすればいいのではないかと思われると思います。

しかし、先ほどもありましたように、非常に難しい問題も含んでおるとのことですけれども、いずれの契約者以外の方たちも大切な町民の一人お一人です。又貸しをしても、又借りをしても、空き家にしても、養老町をつくっていただいている大切な方たちですけれども、私は今回以前も申し上げましたように、一三〇〇年祭の華やかな部分ばかりが出ておりますが、改良住宅の問題解決なしに一三〇〇年祭は祝えないということを思いますが、私の思いに対する町長の見解を求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 財政措置をお願いする根拠ということござ

いますけれども、この点は、根拠はないと私も思っておりますけれども、非常に多額な金額も必要でございますし、また解決をしていくのに、やはり国も一時は会議をした施策でございますので、どういった形でお願いができるのか、知恵を絞ってできるものならお願いをしていきたいというふうに考えております。

それから、総合計画の必要性ということでございます。

いずれはある程度の計画を立てなければならぬというふうには考えておりますけれども、今、改良住宅特別委員会等で行っていただいております問題、それから実際にこれを解決するに向けてやっている段階で、さまざまな予想のつかないような事案等も出てきております。

そういったことで、今の段階においてはこのままちよつと進めてさせていただいて、ある程度道筋ができるような段階になれば計画等をきちんとつくって進めるということにもなるかと思えますけれども、今の段階ではまだこういった計画が立てられるような状況ではないというふうに考えていただきたいと思います。

それから、こういった問題に多額の予算を使うことに関する痛みはあるかというような御質問でございましたけれども、当然に本来ならば必要のないお金でございます。解決というよりも、法的な問題を考えれば予算を使う必要のないものでございますけれども、こういった状況になってきたということに関しては、非常に残念だなあとというふうに思うところでございます。契約で又貸しの方に対しては、一方的に契約破棄という形で本来は明け渡しを請求すべきでございますけれども、それに応じていただけの確証がないということですから、やはり法的措置を含んで対応していかねばならないということでございますので、多額の予算

を必要とすることについては、非常に残念であると考えております。

それから三点目でございますけれども、一三〇〇年祭に対して改良住宅の問題というふうに、常に水谷議員おっしゃるわけでございます。

もちろん、こういった部分も一つの養老町であるということでございます。ですから、私は町長就任以来、改良住宅に関する問題については、解決に向けて肅々と取り組んでいくというふうにご答えております。ぶれることなく今後も進めていくということでございますけれども、やはり町全体を鑑みたときには、この一三〇〇年祭はやはり町が変われる一番のチャンスだというようなことで、どちらが重要という言い方はできませんけれども、一三〇〇年祭に向けても、改良住宅の解決に向けても、肅々とやらせていただくというふうに申し上げたいというふうに思います。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 改良住宅にお住まいの方々は、今、町の出方を見ておられるということも耳に入ってきました。大切な納税者から、法的措置などの弁護士費用の税が少しでも少なく済むような努力が町に求められていると思います。

町の公共料金で昭和四十六年から値上げされていない項目はただ一つ、改良住宅の使用料だけです。本当に払えない金額なのか。各住宅の家賃は月二千三百円から七千円です。一日にすると、七十七円から二百三十三円です。コーヒー一杯以下です。滞納されている方々が法的措置での解決にさせないことも町に求められているのではないかと思います。町長の見解を求め、私の質問を

終わります。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほどの質問については、まさに水谷議員のおっしゃるとおりだというふうに考えております。

やはり改良住宅にお住まいの方も、今、養老町が六十周年という記念すべき年を迎えておりますけれども、同じように養老町をつくってこられた方々でございます。それゆえに、養老町の今後を鑑みて良識的な判断をしていただきたいということを思いますし、そういった思いに至っていただくように、私どもも努力していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後一時十五分からいたします。

（午後〇時十八分 休憩）

（午後一時十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、二点について質問をいたします。

初めに、防災対策の充実についてでございます。

現在、日本では皆様方も御承知のとおり、平成七年一月に関東大震災以来の甚大な被害をもたらしました阪神・淡路大震災の建物の崩壊や火災による被害、また平成二十三年三月の東日本大震災の大津波による大災害がございます。そして、昨今では平成二

十年夏以降、一般的に報道されておりますが、また過去に経験したことの無い異常気象による豪雨と、そういったことでの広島での土石流による大災害、また東京、北海道、市街地での洪水等、記憶に新しいところでございます。

また、地震については、同地区、養老町でございますが、近辺におきましては南海トラフ地震が懸念をされ、今後三十年以内にも東海地震の起きる確率は八〇%程度、また南海地震においても六〇%と確率が予想されておりました、いつ地震や津波で大災害が起るやもしれません。

国交省の津波による災害の影響予想でございますが、レベル一、中型の地震でございますが、これによる津波におきましては、揖斐川の今尾橋近辺で揖斐川を上り、二十ないし三十センチ程度ではないかということ、影響は薄いというふうに考えられております。

しかしながら、レベル二でございます。大型地震、いわゆる震度六強の地震でございます。

これによりますと、海拔ゼロメートル、養老町という池辺、海津、この辺の地域では、地震の強震動で地盤の液状化が考えられております。したがって、津波が来る以前に河川の堤体の沈降が生じ、さらに津波による広範囲に及ぶ浸水が始まり、人的な被害が生ずるといような予想でございます。

さらには、異常気象による降雨量でございます。

これにつきましては、今年の七月でございますが、日中雨量の百十四・五ミリ、また八月でございますが、時間雨量で三十二ミリというような記録も残っております。昨年の九月でございますが、時間雨量六十二ミリというような記録的な雨量も観測をされておるわけでございます。ちなみに、八月の養老町

の月間の雨量は百十三・五ミリという数字でございます。今後においては、やはり急激な洪水に対する防災意識の向上、またそれぞれが避難場所の確保と個人的な認識、そういったものが必要というふうに考えられまして、地域で自活をする意識を持ち、それぞれで備えの必要性が考えられるわけでございます。

また、喫緊には、四人に一人が高齢化ということで、高齢化社会が進んでおります。ひとり暮らしの高齢者、そういった方々の有事の際の要支援や安全の確認等の対策も必要ではなからうかというふうに考えられるわけでございます。

そこで、五点について質問をいたします。

まず最初に、平成二十六年の養老町水防計画の洪水時の避難場所の指定についてを見させていただきましたが、笠郷、池辺地区の避難場所には、具体的に申し上げますと、幼稚園、町民体育館、そういったものも含まれております。これは、昭和三十四年の伊勢湾台風時に、洪水で被害に遭った安全とは思えない平家建ての建物と思われる。地震の避難場所であれば問題ないと考えておりますが、洪水時の避難場所ということになれば、二次災害等が懸念をされるというふうに考えられます。また、水防倉庫でございますが、一部が堤防の下にございまして、水没をする可能性があるという高さに設置されておる水防倉庫もございまして。この辺の見直しを早急にお願したいというのが一つ目の質問でございます。

続きまして、二つ目の質問でございます。

先ほど来申し上げております広島での土石流、災害でございます。これにつきましては、一部報道で、災害の要因は土質の真砂土と呼ばれる崩れやすい土質が要因であったと報道がされております。この中で、養老山脈の一部にもそういった地域があるとい



う報道がございました。これについての町の認識、またどの程度把握をしておられるかということと、また活断層でございます。阪神・淡路につきましては、活断層の地震でございます。これにも養老山脈の一部に活断層の存在も指摘をされておるようでございます。

したがいまして、土石流災害が起きる発生予想、また危険箇所の把握、活断層の発生の危機予測、そういったものの把握ができておるかというのをお尋ねするわけでございます。

これにつきましては、町長は専門分野ではないかもしれませんが、産業建設部長並びに建設課長の答弁でも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

また、三番目でございます。

有事の際でございますが、これにつきましては、自治体についての対応には限界がございます。したがいまして、あちこちの大勢の協力が必要でございます。災害に備えて他の自治体との相互協定も非常に必要というふうに考えておりますし、また民間事業者、そういった方との協定も視野に入れて、災害時の応急体制を充実されるべく実効性のある協定の取り組みのお考えはございませんか、お尋ねをいたすわけでございます。

次に、四番目でございます。

いつ地震や洪水で大災害が起こるかもしれません。大雨や河川の増水の監視やら当然必要でございます。また、先ほど少し申し上げましたが、有事の際の高齢者の避難の指示・誘導、また地域のために立ち上がった防災士、この方も非常に活躍の場が今のところないということでございます。当然、そういった方々も巻き込んで、一丸となって危機管理対策を考えるという意味の中で、防災対策課というような形で課の設置ができれば、必要ではな

かろうかと思えます。やはり事前にそういった予測・把握が大事な中で、こういった課の設置の必要性を鑑み、お願いをしたいというのが四番目でございます。

最後でございます。五番目でございますが、過去の大震災、つまりは淡路大震災につきましては、多数のブロック塀が崩壊をいたしております。この崩壊によりまして、瞬時の避難時を塞ぐ、つまり道路上にブロックが崩壊をしておるがために、救援隊が着かない、また救急車が近寄れない、また火災を起こしておるにもかかわらず消防車が近づけないといった現状があり、またその下敷きになったとか、死傷者もあるようでございます。

その辺の考え、教訓を踏まえまして、危険なブロック塀から生け垣にかえたかどうかという案件がございまして、減災計画をもとにそういったものの補助制度を導入した市町村がございました。それを私も聞き及んでおるところでございますが、ブロックから生け垣等にかえていただくときの当町での補助金の対策、そういったもののお考えがあるかどうかというのを、以上、五点についてお尋ねをいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 大橋議員の質問にお答えをさせていただきますが、通告書と若干異なっているような気がいたしますので、ちよつと確認をしながら進めさせていただきますので、失礼させていただきます。

一点目に、水害と地震とは切り離して防災計画等を考えていく必要があるのではないかとというようなお答えでよろしいでしょうか。

現在、養老町地域防災計画におきましては、災害時の避難場所・避難所は、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所

(グラウンド等)が十四カ所と、避難生活を送るための避難所(屋内施設)五十カ所を定めておりますが、特に水害を想定したとき、避難所自体が浸水被害を受ける場合や、避難場所への避難誘導路の確保が困難になる場合がございます。

また、さきの東日本大震災において、津波で避難所が流されるといった事例があったことを受け、平成二十五年六月に災害対策基本法が改正され、――本年四月一日より施行でございますが――市町村は切迫した災害から一時的に難を逃れる指定緊急避難場所と、避難生活を送るために、一定期間滞在する指定避難所を指定することとなりました。特に指定緊急避難場所については、広島市で発生した土砂災害では避難所が土砂災害時の避難場所でなかったとの報道もあり、安全な避難場所の確保は喫緊の課題となっております。

町におきましても、法律の改正にあわせて、町防災計画の見直しを本年度中に行うように進めております。この中で、水害、土砂災害、地震災害に合った指定緊急避難場所、指定避難所を地元と十分に協議を行い指定してまいりたいと考えております。

また、指定緊急避難場所、指定避難所の所在地は、住民等が円滑・適切に避難を行う上で特に重要な情報でありますので、住民の皆さんへの周知についても努めてまいりたいと考えております。それから二点目でございますが、土石流の発生箇所の危険予測の把握ということで、お答えをさせていただきます。

町は、土石流、崖崩れの危険性のある場所を認識してもらおうとともに、土砂災害に対する心構えを持っていただくために、平成二十三年三月に養老町土砂災害危険区域図、土砂災害ハザードマップというものを作成いたしました。関係地区の日吉、養老、上多度地区の全戸に配付をしております。

土砂災害ハザードマップは、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)と土砂災害警戒区域(イエローゾーン)とが地図上に示されており、この警戒地区が災害発生時の危険箇所でありますので、ハザードマップ作成時に地元住民の意見を聴取して行い、住民の方の経験による危険箇所等、個別の家屋の単位で警戒地域設定をしておりますので、個人の方も地図により危険箇所が把握できるようにしております。

三点目でございますが、津波液状化現象による当町への影響という点でお答えをさせていただきます。

東南海地震等により発生する津波の遡上による揖斐川及び牧田川への影響につきましては、地震、津波の規模、津波発生時の潮流、河川流量等により異なりますけれども、国土交通省木曾川下流河川事務所が平成二十四年に実施した津波遡上計算の試算では、揖斐川と牧田川合流点付近においても、津波の遡上により水位が上昇するおそれがございますが、その水位は、河川堤防が液状化等により七五%沈下したと想定した場合の高さよりも低いことから、現時点での試算結果では、直ちに津波による浸水被害につながることはないというふうにお聞きをしております。

また、岐阜県は、岐阜県震災対策検証委員会の提言を受けて、岐阜県内に甚大な影響を及ぼす南海トラフの巨大地震等を初めとする海溝型地震や内陸型地震について調査を行い、平成二十三年度から二十四年度、岐阜県南海トラフ巨大地震等被害想定調査を取りまとめをしております。

この被害想定により、南海トラフの巨大地震の場合、養老町では液状化発生の可能性がある区域は約六五%の面積にわたり、家屋の被害は全壊九百八十七棟、半壊が二千四百十二棟の被害が発生することが想定をされております。なお、地震等被害想

定調査による各地の震度予測、液化化判定結果については、岐阜大学地震工学研究室のホームページで閲覧していただくことができます。

次に、災害時に備えての他市町との相互協定ということでございますけれども、災害時の相互応援協定につきましては、平成十年三月三十日に岐阜県及び県内市町村と災害時相互応援協定を締結しております。この協定は、県内の市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村独自では十分な応急対策及び復旧対策ができない場合に、県及び市町村相互の応援を円滑に実施するために必要な事項を定めております。

内容といたしまして、一点目が物資の提供及びあつせん並びに人員の派遣、二点目が被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん、三番目が清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設のあつせん、四点目が災害を受けた児童及び生徒の応急の教育の受け入れ、それから五点目が緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等の必要な措置等でございます。

また、消防組織法第二十一条の規定に基づきまして、岐阜県広域消防相互応援協定を平成三年四月一日に締結しており、岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に、広域的な消防力の応援により、災害の被害を最小限に防止することを目的としております。

また、平成九年四月一日には、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害の発生時に、正常な給水に支障を来した岐阜県内の水道事業を被災市町村等に対して、他の岐阜県内において水道事業を行う市町村等が、岐阜県の調整のもとに行う相互応援活動について定めた岐阜県水道災害相互応援協定を締結しております。

なお、各市町の境界付近での災害時における避難住民の受け入れ等に係る課題もございますので、関係機関と連携を密にして、有事に際し迅速かつ的確な応援体制が実施できるよう取り組みを進めてまいります。

また、県外市町村との相互協定につきましては、県においては、中部九県一市で災害応援に関する協定、それから鹿児島県と災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定などを締結しておりますが、自治体間での交流がない本町の現状ではすぐに協定ということではできませんが、そういったことも視野に入れながら防災行政を進めてまいりたいと考えております。

次に、防災対策課とか、対策監等の設置についての考えでございます。

大規模災害等に備えて各自治体の相互連携、応援体制が必要不可欠であり、各自治体の防災危機管理組織及び防災・危機管理専門監の配置等の防災・危機管理体制に差がある場合に、災害の応援・授受をスムーズに実施することが困難な事態に遭遇するおそれがあり、各自治体における総合的で標準的な危機管理体制が求められております。

今後、災害時における住民の生命の安全と身体の保護を第一に優先し、限られた人員と予算の中で、最も望ましい組織のあり方について検討してまいりますけれども、危機管理について、専門的に学習・実戦経験のある方の協力も必要と考えております。また、災害対策本部長である私を専門的にフォローできる部長級の防災対策参事の設置についても考えているところでございます。

いずれにしても、現在の多くの災害はいつ起こるか分からない状況でございますので、この考え方にに基づき、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

それから、最後の生け垣等の補助についてという質問でございますけれども、ブロック塀等の崩壊により災害の危険を軽減するために、生け垣等の設置に向け事業補助要領を設けている市町村が全国にはございます。近隣では、大垣市で施行をされておりま  
す。養老町では、ブロック塀等の倒壊による災害の目立った事例がなく、また補助基準は市町ごとにはばらつきがございます。

例えば新たに生け垣を設置する場合だけなのか、あるいは既設ブロック塀等の改修もあるとか、さまざまございます。補助金要領の制度実施に当たっては、事業の趣旨や町民のニーズ等を含め十分な検討が必要であると考えるところでございます。以上でございます。

〔三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 一番につきましての避難場所でございます。

これは、先ほど来より申しております東日本大震災では、幼稚園児が危険な場所へ避難して亡くなったという報道もされておるわけでございます。これにつきましては、やはり避難場所の見直し、本年度中に見直すということがございますので、期待をいたしております。

それから二番目でございますが、土石流の話は、被害発生率六五%とおっしゃいましたか。

○町長（大橋 孝君） 液状化です。

○三番（大橋三男君） 液状化ですか。ごめんなさい。液状化被害発生六五%とおっしゃいましたが、これの区域的な範囲というのがわかれば教えてくださいと思います。

それと、またもう一点でございます。

活断層の件もわかる範囲内で結構でございますので、再質問さ

せていただきます。

それから、自治体との相互協定でございます。

これにつきましては、県全体で行われておると言えることで、十二分に承知をいたしました。

もう一点、かみ砕いて、民間事業者につきましては、例えば災害が起きたときには、特に必要とされるのがやはり避難所での毛布だとか食料、こういったものではなかるうかというふうに思います。これにつきましても、民間事業者と何らかの形で協定があれば、さらなる緊急性をもって事が解決できるのではないかというところの中の相互協定という部分がございます。その辺について、再質問をさせていただきます。

それから、課の設立の関係でございますが、先般も防災士がいるにもかかわらず、何ら協議会だとか、委員会だとかがないではないかというお話もございました。これもあわせまして、課の設置候ではなく、やはり委員会、協議会を開いていただいて有事に備えていただく方法論、そういったものも設置ができればと思いますので、再質問とさせていただきます。

以上でございますが、再質問をお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質の中で、活断層に関する被害想定というふうでよろしいわけでございますか。

○三番（大橋三男君） 危険箇所  
の把握だとか、そういうことですね。

○町長（大橋 孝君） はい。危険箇所の把握といえますのは、これホームページかな。どこからとったかちよつとあれですけど、部長のほうでちよつとお答えをさせていただきます。

最後の民間協定についてでございますけれども、現在、日吉地

区にございますビッグとはそういった協定を継続しております。それから、もう一社、ちよつと名前は申せませんが、進めているところでございます。いずれにしても、民間の皆様方も参入していただく形で防災対策に向かっしていきたいというふうに考えております。

また、協議会等の設置ですね。対策監については、課というものができるかどうか、人的な問題もございませうけれども、対策監のような形は、先ほども申しましたように、参事カク等で部長級として設置も考えておるところでございますし、専門知識を持つた方々の助けをいただくというようなことも現在ちよつと進めているところでございます。そういった意味で、庁舎内だけではなくて、町内の皆様方と一緒に、防災に対する考え方を持っていくような組織というのも今後検討をしていく必要があるのかなと考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） 補足答弁を、柏渕産業建設部長。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 先ほどの議員の、液状化の六五％の範囲ということでございますけれども、こちら養老山地の山及びその扇状地を除いた部分、山が二五％程度あるんですけれども、要は田んぼが広がっているようなところはほぼ全部だというふうな、その六五％の範囲が液状化の可能性があるとこの範囲でございます。

それから活断層についてなんです、こちら養老の活断層ということで、図面にこの位置だということを落とした図面がございます。大体といますと、津屋川沿いに数カ所広がっている。それから、象鼻山の麓、こちらのほうにもあるということでございます。

この危険箇所といますと、そこが仮に震源地ということに

なったら内陸直下型ということで、先ほど町長が説明いたしました県の発表では、養老は七・〇という直下型のほうが強い地震ということになっております。場所は養老町全域ということになるかと思えます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 訂正をお願いいたします。先ほどの答えの中で、ちよつと訂正をさせていただきたいと思えます。

協定を結んでいる企業でございますけれども、私ビッグと申しましたが、ユタカファーマシーでございます。それから、今協議中なのがまた別に一社ということでございます。失礼いたしました。

〔三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） いずれにいたしましても、町民の望みは安心で安全なまちづくりでございます。その辺、十二分に町長も認識をされておること、この質問を終わります。

続きまして、二問目でございます。養老一三〇〇年祭に伴いますところのイベントについてでございます。

先ほど来お話がございます養老一三〇〇年祭の基本構想にあるように、一三〇〇年祭が単なる記念イベントで終わることなく、二〇一七年以降も地域力に支えられたイベントとして継続、発展していくように取り組まなければなりません。町長等がおっしゃる、新生養老まちづくり構想の新しい夢あるまちづくりを目指しての考え方だと思えます。

また、幸いにも、県では「清流の国ぎふ」づくりの一環として広域の観光に推進の重点が置かれ、先般の報道でございますが、

県内の養老公園を含む五公園に九億九千万円の整備費を予算化するという報道がございました。当町では、一三〇〇年祭に向かってこういった予算が生かされればというふうに期待をするところでございます。

そこで、プレイベントでございます。

基本的には、特に町民の主催で地域や各種団体や企業等を取り込んだ、広域的に町の活性化が図れるような事業ということが重要視されるというふうに考えております。現在は、重立って親孝行のふるさとフェスタが養老公園で開催をされておりますが、町民感覚ではございますが、今、主役は一三〇〇年祭のイベントというよりも、やはり従来の産業フェスティバルの延長というように思いが濃いうふうに思います。

今後さらなる啓発、PR活動や新しい事業があれば、そういったイベントが望まれるところでございます。当然、イベントの企画等に関しては、各課において提案をされたり、また一般からの企画提案等で検討をされておるということを承知しておりますが、私なりに素案でございますが、そういった案を提示しながら、五問について質問をさせていただきます。

まず、一番目でございます。

一般からの企業提案、イベントの提案でございますが、基本構想にある継続できて将来に残せるよい案があったでしょうか。また、本日ここで発表できるような案があれば、差し支えなければお聞かせ願いたいと思います。

また、これも当然、委員会を開きながら決定をされるというふうに認識しております。そういった決定はいつなされるのかというのが一問目の質問でございます。

また、二つ目でございます。

一三〇〇年祭に向けまして、記念バッジ、また今回記念ポロシャツが作成をされております。これにつきましては、今私どもが目にするのはほんの一部の形でございます。バッジにつきましては、随分販売をされているようでございますが、ポロシャツにつきましては、まだまだこれから実践されるのかもしれないですが、例えば課長会で全員がそろったポロシャツがあるのか、そんな期待感があつたわけでございますが、中には課長会でも買っていない方があつたというようなことも聞いております。

この辺の考え方、当然町民に普及されるのが一番の方法ではありますが、まず庁舎内とか各団体、そういった関係での有効な活用方法、そういったもののお考えがあればお聞かせを願いたいというふうに思っております。

それから三つ目でございます。

一三〇〇年祭、これは先ほど来回も申しておりますが、やはり全国的に啓発、PR、そういった活動を余儀なくされておるわけでございます。ここだけで終わってはいけないというようなことの中から、例えば名古屋等でも武将キャラバン隊とか、いろんな形でPRをいたしております。

養老町では、以前ミス養老というような形で女性のミスを選考し、各地へPR、また近二県にも認識を深める活動、そういったものをなされていたという記憶がございます。そういった形で再選考の考えがあるのか。また、ほかにタレント等を使った観光大使、そういった形でのPRもどうかと思うわけでございまして、その辺の考え方を聞かせ願いたいというふうに思っております。

次に、四番目でございます。

全国的にPR、そういった形での方法、一番の方法といえば、やはり道の駅とか、そういった形で相手が勝手に寄ってくれる中

でのPRが一番の良策と考えておりますが、全国的に千三十ほどの道の駅があるそうでございますが、養老町には一つもございません。この際、町の特産物や観光資源を生かすと、そしてまた人と呼ぶということで、地域に仕事を生み出し、また防災施設、そういういたものも兼ねられるような地方再生の拠点、簡単に言いますと、特産物の販売所的な施設を、例えば二百五十八号線の通りに設置をし、かねて一三〇〇年祭のPRをかけたらと思っております。その辺の考え方を教え願いたいというふうに思っております。

最後に五番目でございますが、非常に幼稚な事案かもしれませんが、大野町では、ことし町制六十周年を記念いたしまして、全国に幅広くPRをするために、人気テレビ番組の「なんでも鑑定団」をお呼びし、放映をされたそうでございます。そんな中で、当町も一三〇〇年祭のPRにそういったものが活用できたらどうかという案でございます。

以上、五点についてお尋ねをいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） それでは、一三〇〇年祭についての御質問について、お答えをさせていただきます。

まず、第一点目、公募等の中のイベント案でございますけれども、この件について、皆さんも御存じのとおり、二〇一七年、年号が「養老」に改元されてから千三百年という記念の年を迎える養老町では、奈良時代の女帝、元正天皇の養老行幸や養老改元の歴史的な意義などを学び、養老改元千三百年を祝うため、町民の皆さんとの協働によって、養老改元一三〇〇年祭を開催したいと考えております。

そして、養老改元一三〇〇年祭を町民全体で盛り上げ、町民が

一体となるイベントとして企画・開催するために、現在、養老改元一三〇〇年祭実行委員会を立ち上げ、本祭の基本計画を策定しているところでございます。その一環として、このたび同祭イベントの企画提案、アイデア等を広く募集させていただきました。

その結果、平城京跡から養老の行幸地までを歩く元正天皇行幸ウォークや養老改元一三〇〇年祭をPRするアイドルグループの立ち上げ、また一定期間、地元の人々が小規模な体験交流プログラムを提供する、おんばく（温泉泊覧会）型手法を取り入れた事業、養老おんばくの開催など、町内外から十四件、これは町内三件、町外十一件の提案が寄せられました。

今回、御提案いただいた企画案につきましては、今後、同祭実行委員会等において内容等を精査して、実現可能性を検討してまいります。

また、この事業がいつ決定するかということにつきましては、近いうちということで御勘弁を願いたいと思います。

次に二点目のポロシャツ、バッジの普及方法、有効な活用方法ということでございますけれども、新生養老まちづくり構想の方針二で、養老改元一三〇〇年祭に向けた取り組みの展開の中では、養老改元一三〇〇年祭の周知に向けたグッズ等の作成を掲げておりまして、それを具現化するために、昨年度は女神イラストのピンバッジを、そしてことしは一三〇〇年祭のロゴ入りポロシャツを作成いたしました。

ピンバッジにつきましては、一個百円という安価なことから、これまでに町内外に二千個を販売いたしました。一方、ポロシャツに関しましては、当初、町職員を対象に作成・販売いたしました。このことが新聞に取り上げられたこともありまして、町民の皆さんからの問い合わせも多かったため、現在、一般の方も対

象に取り扱っております。九月九日の町議会定例会の初日には、議員の皆様方にも御着用をいただき、養老改元一三〇〇年祭周知の一翼を担っていただいたところでございます。

今後は、養老改元一三〇〇年祭の広報計画に基づき、一三〇〇年祭PRキャラクターやロゴを活用したグッズ等を作成して、キャンペーンや各種イベント等で配布するなど、効果的なPRに努めてまいります。

次に、プレイベントの中で、まず一点目として、ミス養老等のPR活動の実施ということの考え方でございますけれども、この事業計画につきましては、現在同祭実行委員会の中で協議・検討をいただいているところでございます。各委員からさまざまな事業の提案はされておりますけれども、これまでにミス養老再選考の提案はございませんでした。また、さまざま理由から、ミスやミスターなどの選考につきましては、慎重に取り扱うべきものと解釈をいたしております。

しかし、養老改元一三〇〇年祭の広報宣伝の一環として有名人を広報大使に任命し、話題づくりと誘客促進につなげるという提案はございました。今後、実行委員会等で検討してまいりたいと考えております。

次に、地産地消目的、朝市の開催というものでございます。

本町では、平成元年七月から毎月第二日曜日にするさと養老朝市として、町、農協、商工会が一体となって農家や商店から出される新鮮な野菜を初め、特産品や商工製品の即売を行い、多くの来場者でにぎわっております。しかし、同朝市の自主的な運営ができなくなったことや、商品等の販売が思うように見込まれなかったことなどから、平成十四年十二月の開催を最後に中止となりました。

現在、農業者の高齢化や担い手不足など、農業を取り巻く厳しい状況がある一方で、自家消費や余暇時間を活用して野菜等を栽培されている方がふえており、二〇一七年に開催する養老改元一三〇〇年祭を町民全体で盛り上げるイベントとしての朝市の実施は、販売機会の創出や農業者のやりがいの醸成、また地産地消の促進とともに、退職後の世代の生きがいづくりなど将来に残せる提案であると考えられますが、商工業者や農家の自主的な運営が可能であれば、朝市においては、今後も開催場所も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

また、まちづくり構想の中に道の駅等の構想もございます。こういった中でも実現が可能であれば、住民の主体的参加ということとを基本にして考えていきたいと考えております。

次に、「なんでも鑑定団」やNHKの「のど自慢」等、テレビ番組を活用した周知ということでございますが、町民が参加し、本町を全国にPRするには非常に効果的であるというふうに考えてございます。そういったことでちよっと調べておりますけれども、これらの番組には厳しい条件がございます。その点に留意しながら、前向きに検討してまいりたいと思っております。

なお、例年、養老公園でのプレイベント開催時には、ラジオの公開放送、録音を実施しております。今後も継続して各種のメディアを活用しながら一三〇〇年祭をPRしていきたいと考えております。よろしくお願いをいたしたいと思います。

〔三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 二番目の一三〇〇年祭のポロシャツですね。まだ先ほど来から申しておるように、やはり一過性でこのイベントが済むということではだめでございます。従いまして、このポ



ロシャツもまだ三年間の使用期間があるわけでございます。従いまして、やはり課長会で統一をするとか、課で統一をするとか、また近々運動会がございます。地区の体育委員さんが同じポロシャツで臨むだとか、そういった形が本当にこのイベントを盛り上げていく形ではなかるうかと思うわけでございます。また、事業所等でもそういった形で、ユニフォーム的なもので活用をしたいという事業所があれば、またその辺のPRも兼ねてぜひ活用を願いたいというふうに思っております。

関ヶ原町がたしかポロシャツをつくりました。あれは戦国のポロシャツだったと思いますが、前関ヶ原町長は、そのポロシャツを着て会議にも出ておったようでございます。その辺も踏まえまして、PRには本当に町長さんを筆頭に、ぜひ一三〇〇年祭のためにお願いをしたいというふうに思っております。

それから、特産物の販売所でございます。

本当に検討していただいてPRをしていただくというのが望みでございます。

また、さらには今現在も知名度が十分あるわけでございますが、焼き肉街道も全国的にPRできれば養老のPRになろうかと思っております。その辺のお考えをお聞き願ひ、再質問とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ポロシャツ、バッジ等の使用について、課長会等も含めてまた検討していきたいというふうに考えておりますし、また一般の住民の方々も、今議員のおっしゃるように、運動会等、御協力をいただけるものなら協力をしていきたいと思っておりますし、また事業所等にも話をかけていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、まだ若干PR不足の感も否めませんので、行政として精いっぱいPRもこれからさせていただくわけでございますが、今後は町民の方々一人一人もぜひともこの千三百年の意義をお考えいただきまして、町内のみならず、町外の方々にも広くPRをしていただければというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○三番（大橋三男君） 終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、三番 大橋三男君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終了しました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、議会最終日はあす九月十九日午前九時三十分より再開いたします。本日は御苦労さまでございました。

（散会時間 午後二時〇八分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十六年九月十八日

議長 松 永 民 夫

議員 水 谷 久 美 子

議員 岩 永 義 仁